

# 予算決算委員会文教厚生分科会 会議録

日 時 令和7年9月16日(火)  
午前10時開会、午後3時16分閉会  
場 所 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

## (1) 付託された議案の審査

- ①認定第1号 令和6年度土浦市歳入歳出決算の認定について:一般会計歳出中第2款(総務費)(第1項(総務管理費)に限る。)、第3款(民生費)、第4款(衛生費)(第1項(保健衛生費)に限る。)、第9款(教育費)、特別会計(国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計)、実質収支に関する調書(国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計)

- 4 閉 会

## 出席委員(8名)

委員長	田中	義法
副委員長	矢口	勝雄
委 員	吉田	千鶴子
委 員	鈴木	一彦
委 員	勝田	達也
委 員	福田	勝夫
委 員	平岡	房子
委 員	根本	法子

## 欠席委員(なし)

## 説明のため出席した者(22名)

保健福祉部長	水田	和広
社会福祉課長	川村	明弘
障害福祉課長	白田	博規
高齢福祉課長	中山	悟
国保年金課長	武井	衛
健康増進課長	佐藤	千加子
こども未来部長	真家	達成
こども政策課長	細野	賢司
こども包括支援課長	直井	洋明
保育課長	塚本	富美代
教育部長	加藤	史子

参事  
教育総務課長  
学務課長  
学校給食センター所長  
生涯学習課長  
図書館長  
文化振興課長  
博物館副館長  
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長  
スポーツ振興課長  
指導課長

中島 健一郎  
山口 晃一  
塚本 耕司  
渡辺 直子  
矢内 良則  
武藤 修美  
佐賀 憲一  
関口 満  
比毛 君男  
日高 寿志  
郡司 茂樹

---

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

---

傍聴者（なし）

---

○田中委員長 おはようございます。ただ今より予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。委員会室内においては、体調管理のために水分補給を許可します。委員の皆様にはお願いです。本日は決算の審査となります。決算書に記載の事業や金額等への質問になるようお願いいたします。また、審査の中で分科会長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言をする時に意見として入れたいとお願いいたします。お手元の決算進行表に基づき進めていきます。特別会計に関連がない執行部におきましては、特別会計が始まる前に退出いただきますので、よろしくお願いたします。それでは、早速審査に入ります。第2款総務費、第1項総務管理費からお願いいたします。

○矢内生涯学習課長 それでは、説明させていただきます。サイドブックスの本会議、令和7年、第3回定例会、事前配付資料、令和6年度土浦市歳入歳出決算書のほうをお願いいたします。決算書の74ページをお願いいたします。第2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、備考欄の中頃でございます亀城プラザ管理運営事業について説明いたします。亀城プラザは指定管理により運営しており、施設の管理運営費が主な経費でございます。12節委託料は、指定管理先であります産業文化事業団への委託料と建築基準法に基づきます3年に1度の建物の定期点検委託料です。指定管理者の職員の人事異動に伴う人件費の減により、指定管理料を減額補正しております。14節工事請負費につきましては、地下駐車場入口のシャッターが経年劣化

により開閉作動ができなくなり、その開閉機の更新工事に伴う経費でございます。総務費の説明は以上です。

○田中委員長 ただ今の説明について何か御質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 なければ、次に進めます。第3款民生費、第1項社会福祉費をお願いいたします。

○川村社会福祉課長 それでは、決算書108ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の主な歳出について、備考欄にて御説明をいたします。まず上から二つ目の援護事務事業につきましては、令和6年10月20日に行いました戦没者追悼式の費用と土浦市遺族会への運営事業補助金となっております。その下、行病死亡人取扱事業は、昨年度引取り手のない死亡人16件の葬儀を行った事業費等となっております。109ページをお願いいたします。上から二つ目の地域福祉推進事業は、民生委員児童委員の活動に関する支出が主なものでして、民生委員、児童委員240人分の補助金を民生委員協議会運営補助金として支出しております。その下、社会福祉施設管理運営事業は、土浦市社会福祉協議会への社会福祉センター及び新治総合福祉センターの指定管理料と福祉バス運営委託料などのほか、社会福祉協議会職員の人件費等への補助金となっております。110ページおめくりいただきまして、上から三つ目の多機関協働事業、こちらは単独の支援機関では対応が難しい複雑化複合した事例について、地域包括ケアシステム、ふれあいネットワークを元に他機関で支援を行うものでして、社会福祉協議会に委託をしております。下から二つ目、物価高騰対応重点支援給付金給付事業、こちらは7月に非課税世帯1世帯当たり10万円、さらに、2月に追加支援として3万円を給付したものでございます。説明は以上ですけれども、国民健康保険特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、当該特別会計への繰出金となっております。詳細につきましては、それぞれの特別会計にて御説明をさせていただきます。

○武井国保年金課長 2目国民年金事務費について御説明いたします。国民年金事務費は国からの法定受託事務に係る経常的な経費で、人件費が主なものでございます。執行率につきましては、99.3%となっております。2目の説明は以上でございます。

○白田障害福祉課長 引き続き112ページの下段、3目障害福祉費について御説明いたします。障害福祉費は、障害者総合支援法に基づきます障害福祉サービスや各種福祉手当などに係る費用が主なものになります。補正予算につきましては、障害福祉サービスの支給に係る予算の不足による増額補正、また、これらの福祉サービス事業

支給事業に係ります令和5年度の国庫補助額が確定したことにより、発生しました償還金に要する補正でございます。それでは、障害福祉費の歳出の主なものを御説明いたします。112ページ、障害福祉費備考欄の一つ目の事業、障害者ふれあい事業ですが、これは障害児者や保護者がほかの障害者との相互理解や福祉サービスについて見識を深めるため、毎年実行委員会にて実施しています交流キャンプ実施事業がございしますが、この事業の市職員の派遣と活動に対しての補助金を交付している事業でございます。113ページお願いいたします。備考欄の中段、上から五つ目の事業、障害者福祉対策事業ですが、この事業の支出の多くは12節の委託料で、障害者の日中の活動の場として、うらら5階に設置し、土浦社会福祉協議会にて運営を委託しております障害者自立支援センターの指定管理者指定管理料になります。このほか、19節扶助費の二つ目と三つ目に記載のあります障害者手帳の取得申請時に必要な医師診断書の作成費用助成が主な項目で、このほか備考欄記載のとおりでございます。114ページお願いいたします。備考欄の中ほど下から二つ目の事業、障害者自立支援給付事業は、障害者総合支援法における重要な部分になります。障害者自立支援給付には障害のある方が地域生活を進めていく上での様々なメニューがございまして、障害のある方の居宅に訪問して支援を行います介護給付や就労訓練を行う訓練等給付がございまして、障害者自立支援給付費支給事業はサービスの利用に係る費用の公費負担でございます。つづきまして、115ページお願いいたします。備考欄二つ目の記載の事業の自立支援医療給付事業は、障害の除去、軽減に係る医療について医療費の助成を行っております。主な医療としては、人工透析や心臓ペースメーカー埋込み手術などがございまして、116ページお願いいたします。備考欄の二つ目に記載の事業、日中一時支援事業は、障害のある方やその家族が日中に一時的に支援を受けるためのサービスになります。具体的には家族が就労や一時的な休息をとるため、障害のある方の活動の場を提供いたしております。障害サービス事業所と委託契約を行いまして、利用実績により支払いを行っております。つづきまして、備考欄中段の事業、生活支援事業は、精神に障害のある方の日中活動の場の提供などを行い、社会復帰等を支援する事業です。具体的には、障害福祉サービス事業所のほびき園と委託契約を結びまして、土浦駅東口にございまして、ほびき園サテライトにてサービス提供を行っております。障害福祉の御説明は以上でございます。つづきまして、116ページ、4目つくしの家管理運営費について御説明いたします。つくしの家管理運営費は、本市が直営しております障害福祉サービスの事業所の土浦市つくしの家の管理運営費でございます。当該事業所は障害福祉サービスを提供する事業所として、知的に障害のある方に障害者総合支援法に基づく支援サービスのうち、就労継続支援と生活介護の二つのサービス提供を行っております。まず補正予算でございますが、383万8,00

0円増額しております。これは、職員の人件費でございます。つぎに、予算の流用でございますが、40万7,000円を障害福祉費より流用しております。これは、つくしの家と隣接します療育支援センター、こちらの2階との間に渡り廊下がございまして、この通路と建物に段差があるため、車椅子利用者がこの通路を利用する際に障害となっていたため、予算を利用し改修を行ったものでございます。それでは、歳出の主なものを御説明いたします。116ページ備考欄を御覧ください。二つ目の事業、つくしの家管理運営事業の主な歳出について御説明いたします。1節報酬は、つくしの家への嘱託医及び支援員等の会計年度任用職員の報酬でございます。備考欄の一番下の10節需用費の最後に記載になります賄材料費は、利用者への給食提供に係る食材購入のための費用でございます。117ページお願いいたします。備考欄上から二つ目の12節委託料は記載にありますとおり、機械警備委託など施設の維持管理に係ります定例的業務委託7件でございます。つづきまして、18節負担金補助及び交付金は、茨城県社会福祉協議会など各種協議会の加盟負担金及び研修会の参加費でございます。つくしの家管理運営費の御説明は以上でございます。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございますか。

○鈴木委員 113ページのまず12節委託料の不用額と19節の扶助費の不用額が結構大きいような気がするんですが、これはどのような理由でこうなったのか教えてください。

○白田障害福祉課長 こちらの委託料ですが、主に先ほど御説明した社会福祉協議会との委託の中で社協のほうが主に人件費のほうにかかってくるわけなんです。社会福祉協議会の職員配置の関係で、当初予定した額に対して必要とする額が少なくなった場合などにこちらを返還していただくような、社会福祉協議会だけそういうやり方をしておりまして、その額が変更契約ということで減額になりまして、不用額として処理させていただいております。

○鈴木委員 あと19節の扶助費が7,000万ぐらい。これも同じように説明をお願いします。

○白田障害福祉課長 こちらの扶助費のほうですが、国で定めております障害福祉サービスの支給が主なものになってくるんですが、当初予定していたものに対して実際支給がなかったということで、ちょっと額は大きくなってしまっているんですが、年間の予算で確保する関係上、不用額のほうが大きくなってしまっている状況でございます。

○田中委員長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 なければ、次に進めます。第5目老人福祉費よりお願いいたします。

○中山高齢福祉課長 117ページをお願いいたします。5目老人福祉費について説明させていただきます。老人福祉費につきましては、高齢者福祉サービスや高齢者の生きがづくり、老人福祉センターの管理運営など、高齢者福祉に要する費用となります。執行率につきましては、90.6%でございます。左側の枠、補正予算2,934万2,000円につきましては、物価高騰により施設運営上大きな影響を受けている市内の高齢者福祉施設に対する高齢者福祉施設等支援事業及び老人福祉センターうららのエアコン更新工事などの分でございます。翌年度繰越額・繰越明許費につきましては、土浦市ふれあいセンターながみねの高圧ケーブルP A S更新工事の期間延長で、令和7年度に繰り越したものでございます。これにつきましては、今年7月末に終了しております。それでは、歳出の主なものにつきまして御説明させていただきます。117ページの最後から118ページになりますので、よろしく願いいたします。備考欄の老人福祉対策事業につきましては、結婚後50年の金婚を迎えた方々をお招きして行う金婚をたたえる集いや100歳を迎えられた方々などをお祝いする敬老事業に係る経費、老人福祉センター3か所とふれあいセンターながみね、真鍋事務庁舎の施設整備、修繕に係る修繕料、高齢者クラブ活動費やシルバー人材センターに対する補助金のほか、高齢者や介護者が健康保持と心身の安らぎを得られるよう、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成する、はり・きゅう・マッサージ施設助成費や65歳以上の要介護4又は5の認定を受けている方で福祉施設に入所してない方に支給される寝たきり老人福祉手当などの扶助費が主なものでございます。118ページの最後から119ページになりますので、よろしく願いいたします。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画管理運営事業につきましては、会議時の報酬で謝礼でございます。老人ホーム入所措置事業につきましては、在宅で日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し心身の状況、その置かれている環境等を総合的に勘案し、養護老人ホームでの措置を実施する事業でございます。現在1名が措置入所中です。次の社会福祉協議会事業につきましては、社会福祉協議会に委託している事業、老人福祉センター3か所の指定管理料及び送迎バス運転に係る委託料のほか、社会福祉協議会に対する人件費などの補助金でございます。次の高齢者補聴器購入費助成事業につきましては、令和5年度からの事業で、聴覚の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し補聴器購入費用の一部を助成する事業で、対象は市内居住の65歳以上の方で、聴力の低下により日常生活に支障がある身体障害者手帳の交付を受けていない方を対象とし、購入費の2分の1、上限2万円を助成するものでございます。令和6年度は150人分助成いたしました。次の社会福祉法人等利用者支援事業につきましては、社会福祉法人自らが低所得者に対し訪問介護、通所介護、ショートステイ、特別養護老人ホーム入所に係る利用者負担額を軽減した場合に、軽減額の一部を

助成し、介護保険サービスの利用促進を図るもので、本事業を実施する社会福祉法人に助成するものでございます。8事業所、82件の助成を行いました。次の介護サービス特別事業につきましては介護保険の居宅サービス、月当たりの支給限度額が定められており、その額を超えた分は自己負担分となりますが、要介護4又は5の方につきましては限度額を超えたサービス費の一部を助成する本市独自のサービスで、56件の助成を行いました。次の居宅介護サービス利用者負担額助成事業につきましては、低所得者に対する軽減策として居宅介護サービスの利用者負担額の一部を助成する本市独自のサービスで、1万8,589件の助成を行いました。飛びまして、ふれあいセンターながみね管理運営事業につきましては、ながみねの指定管理料が主なものでございます。120ページをお願いいたします。高齢者移送サービス事業につきましては、土浦地区タクシー協同組合が運営するデマンド型福祉交通、のりあいタクシー土浦の年会費の一部を助成するための経費でございます。次の地域包括支援センター運営事業から121ページの地域包括支援センター運営協議会事業までの8事業が重層的支援体制整備事業に位置付けられたものでございます。地域包括支援センター運営事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、高齢者のニーズや状態に応じてサービスが切れ目なく提供するための総合相談支援事業、権利擁護等の業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を市内2か所の地域包括センターに委託しております。その運営のための委託料、そして、市内の中学校地区に設置してある包括支援センターの brunch の運営委託が主なものでございます。飛びまして、生きがい対応型デイサービス事業につきましては、市内の中学校8か所で高齢者の健康や生きがいづくりに資する講座や趣味活動等、憩いの場を提供する生きがい対応型デイサービス事業を実施する団体に助成しているものでございます。次のシルバーリハビリ体操事業でございますが、高齢者が要介護・要支援状態にならないように、地域における住民主体の介護予防活動の育成、支援を行うための経費で、シルバーリハビリ体操教室運営の委託料が主なものでございます。飛びまして、121ページをお願いいたします。生活支援体制整備事業でございますが、地域の実情に応じた多様な主体による多様なサービスを創出するための取組で、市全域及び中学校区での協議会の運営等事業を地域包括センターへ委託しております。飛びまして、国庫支出金返還金、次の県支出金につきましては、御覧のとおり返還金でございます。次のひとり暮らし老人等緊急通報システムにつきましては、一人暮らしの老人等の急病、事故、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための緊急通報装置を貸与しているものでございます。老人福祉センター事業につきましては、老人福祉センター3館とふれあいセンターながみねの環境整備事業でございます。老人福祉費の説明は以上でございます。

○武井国保年金課長 つづきまして、121ページから122ページにわたります6目医療福祉費について御説明いたします。小児・ひとり親家族・妊産婦・重度心身障害者等に対する医療福祉費支給制度、通称マル福に係る経費でございます。令和6年度受給対象者数は2万3,238人、前年度比で491人、2.1%の減となっております。しかしながら、19節の扶助費は昨年12月中旬からインフルエンザの患者報告数が警報レベルで増加し、当初予算では不足が生じるおそれがあるため、3月議会で2,905万8,000円の増額補正を行いました。執行率につきましては、97.2%でございます。つづきまして、123ページをお願いいたします。123ページ下段になりますが、8目後期高齢者医療給付費でございます。令和6年度被保険者数は2万3,825人、前年度比で551人、2.4%増となっております。後期高齢者医療給付費は、後期高齢者医療制度を運営する茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。執行率につきましては、99.7%でございます。18節負担金補助及び交付金の備考欄1行目に記載の後期高齢者医療広域連合市町村負担金は広域連合の人件費や事務経費等に対する負担金で、また、その下の後期高齢者医療給付費市町村負担金につきましては医療給付費に係る負担金でございます。8目の説明は以上でございます。

○川村社会福祉課長 同じ123ページ一番下、9目生活困窮者自立支援事業費でございます。本事業は経済的に困窮し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある生活困窮者に対しまして生活保護に至る前の段階から支援を行い、自立促進を図るものでございます。124ページをお願いいたします。一つ目の自立相談支援事業は自立に向けた相談体制を確立する事業として、社会福祉協議会に委託をして実施しております。その下、生活困窮者支援等のための地域づくり事業、こちらは地域住民による共助の取組の活性化を図るものでして、こちらも社会福祉協議会に委託して実施しております。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございませんか。

○矢口副委員長 121ページの老人福祉費の中の老人福祉センター等整備事業について伺います。118ページの箱の中では繰越明許となっている部分がありますがけれども、この内容等をちょっと決算から外れるかもしれませんけど、今年度繰り越した分の進捗についてお伺いします。

○中山高齢福祉課長 繰越しのほうにつきましては、ながみねの高圧ケーブルP A Sの更新工事のほうでございまして、期間内に工事が終わらなかったということで、7年度に繰り越したものでございます。なお、この工事につきましては、本年の7月に終了しております。

○鈴木委員 今のところにおそらく関連してくるのかなとは思いますが、同じく老人福祉費の中の不用額が5,100万くらいあって、中身を見ていくと、12節委託料で3,900万、大体8割くらいが委託料の中の不用額が占めてるんですけど、この理由がちょっと分かりづらいので、説明をお願いしたいです。

○中山高齢福祉課長 申し訳ありません、確認して御報告したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○福田委員 119ページ、2款5の備考欄のところの上から二つ目の社会福祉協議会事業委託料で愛の定期便とあるんですが、これはどんな事業なのでしょう。

○中山高齢福祉課長 一人暮らし高齢者宅にヤクルトを届けていただく事業でございまして、週2回ほどヤクルトを届けて安否確認をするという事業でございまして。

○田中委員長 ほかに何かございせんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 なければ、次に進みます。第2項児童福祉費よりお願ひいたします。

○細野こども政策課長 同じく124ページ、2項児童福祉費について説明をいたします。1目児童福祉総務費は、こども未来部職員の人件費のほか、家庭児童相談やこども計画策定に関する事業などの経費でございまして。執行率は、97.7%でございまして。主な事業を説明いたします。児童福祉対策事業は児童の保護、虐待等の対応に関する業務の経費で、1節報酬は家庭児童相談員2名分の報酬でございまして。つづきまして、125ページに移りまして、こども計画策定事業は令和7年度からの土浦市こども計画策定に係る経費で、1節報酬は審議機関である子ども・子育て会議に出席された委員報酬のほか、アンケート集計業務等で雇用した会計年度任用職員の報酬でございまして。また、基礎資料となるアンケートについては、こども家庭庁からの計画策定のガイドラインの提示を受けてからの実施となったために、6年度にずれ込みまして、非常勤職員の報酬や関連する事業費、役務費を繰り越しております。その下のこども政策管理事業の22節償還金利子及び割引料の民生費寄付金返還金は、事業者からの寄付済みの寄付金を通常の寄付から企業版ふるさと納税への切替えの申出があったことから、一旦事業者に返還したものでございまして。なお、返金処理後に寄付金は、ふるさと土浦応援寄付金の科目に歳入として受け入れております。24節積立金は、こども政策課と教育委員会で受けた寄付金に運用利息を合わせまして、こども未来基金へ積立てを行ったものでございまして。つづきまして、126ページをお願いいたします。児童福祉対策費は主に妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援や子供の貧困対策などの事業に係る経費で、執行率は96.1%でございまして。主な事業を御説明いたします。中段にありますファミリーサポート事業、こちらは地域の子育て支援制度で、子育ての援助を受けたい人と援助を提供したい人が会員登録をしまし

て、保育施設への送迎や放課後児童クラブ終了後の預かりなどを有償で行う仕組みで、社会福祉協議会へ委託しております。6年度は利用会員が17名、協力会員が78名で、利用実績は延べ592件となっております。つづきまして、二つ下の子供の学習支援事業、こちらは貧困の連鎖による学習機会の喪失、これを防止することを目的とした学習塾として、生活困窮世帯の児童を対象としております。社会福祉協議会とNPO法人へ業務委託をしております、社会福祉協議会が4か所、NPO法人が1か所で、週に1度、2時間程度の開催となっております。22節の償還金利子及び割引料は、前年度実績に基づく精算の返還金でございます、3月議会で補正をしております。つづきまして、127ページをお願いいたします。下から3番目になります結婚支援事業は少子化対策強化の観点から行うもので、18節負担金補助及び交付金の少子化対策事業運営経費負担金は、いばらき出会いサポートセンターへの運営費に係る負担金で、県内全市町村が人口割等に負担をしております。この団体は茨城県と一般社団法人茨城県労働者福祉協議会が共同設立したもので、会員制による婚活支援、マリッジサポーターによる相談仲介などを行っております、また、AIマッチングシステムを導入しまして成婚数も増加傾向にございます。補助金の結婚新生活支援事業費補助金は新婚世帯の新生活を経済的に支援するため、引越し費用や敷金、礼金などの住宅賃貸初期費用を補助するもので、令和6年度の支給実績は29件となっております。一番下になります産後ケア事業、128ページにかけまして、こちらは産後のケアが必要な母子に対しまして宿泊や通所にて助産師等による専門的な支援や保健指導を実施するもので、今年7月1日現在で11か所と委託契約をしております。つづきまして、上から二つ目出産子育て応援事業の経済的支援とその下の伴走型相談支援、こちらは国の令和4年度第2次補正予算により事業開始となったものでございまして、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行うために、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的、効果的に実施する事業でございます。経済的支援は妊娠届出時に5万円、出産後に子供1人につき5万円を給付するもので、支給実績は、妊娠が815件、出産が741件の合計1,556件となっております。また、伴走型相談支援は保健師、助産師等の専門職が面談を行い、必要な支援につなげるもので、主に会計年度任用職員の助産師に係る人件費でございます。22節償還金利子及び割引料は、4年度から5年度分の精算に伴う返還金でございます。出納閉鎖期間中に確定したものでございまして、当初予算には計上していなかったために、児童手当費からの流用により対応をいたしました。なお、この制度は、今年度から妊婦のための支援給付として法制度化されております。その下のマタニティタクシー利用料金助成事業は、妊産婦の経済的負担の軽減を図る目的として検診などに利用するタクシー料金の一部を助成するものでございます。500円のチケットを40枚、2万円分を交付し

ておりまして、1回に使用できる枚数の制限はございません。利用しやすいように助成内容を見直した結果、助成総額は見直し前の3年度実績、こちらの約6.5倍に伸びております。つすきまして、3目児童手当費は、児童手当支給に係る費用でございます。児童手当支給事業について、児童手当は昨年10月から制度が抜本的に拡充されました。改正内容としまして高校生年代まで支給期間の延長、第3子以降の手当額の増額、所得制限の撤廃、支給回数の年3回から6回への変更となりまして、今年3月の支給対象児童数は1万7,372名で、改正前と比較しまして約4,300名増加しております。制度改正によりまして改正内容の周知や新たな申請、そして、支給事務に係る電算委託などの事務経費が必要になることから、11節役務費、12節委託料につきまして6月議会において増額の補正249万6,000円をしてしております。この経費は、児童手当制度改正円滑化事業としまして全額が国の補助対象となっております。129ページをお願いいたします。19節の扶助費は支給した児童手当総額でございます、延べ17万2,447件分でございます。制度改正により不足が見込まれたために、12月の議会において、1,293万5,000円の増額の補正をしてしております。つづきまして、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業につきまして、こちらの22節償還金利子及び割引料は5年度に国が物価高騰対策として実施しました低所得の子育て世帯への特別給付金の精算による返還金でございます。当初予算化していなかったために、3月議会で増額の補正をしてございます。つづきまして、4目母子父子福祉費は、母子父子家庭等への支援対策に係る経費の執行でございます。児童扶養手当支給事業の児童扶養手当は離婚などによる18歳未満の子供を養育しているひとり親などに支給されている手当でございます、6年度末の認定係数は1,276件となっております。4月以降の支給月額の上上げ、11月からの制度改正に伴いまして扶助額に不足が生じることから、12月議会で3,385万5,000円の増額補正をしてしております。その二つ下になります高等職業訓練促進給付金事業、こちらはひとり親世帯の生活自立を目的としまして、就職に有利な資格を取得する期間中の生活費の支援としまして、48か月を上限に給付金を支給するものでございます。6年度の支給対象は前年度からの継続者8名と新規の4名を合わせまして、12名となっております。給付額は非課税世帯は月額10万円、課税世帯が7万500円となっております、随時申請することができますが、当初予算時の見込みに比べまして給付額の低い課税世帯の申込みが多かったことから、3月の議会で288万2,000円の減額補正をしてしております。母子父子福祉費は以上でございます。

○塚本保育課長 5目保育所費から7目児童館費について順次説明をさせていただきます。130ページをお願いいたします。5目保育所費につきましては、公立の保

育所4所と認定こども園1園の管理運営や地域子育て支援センター事業などに係る経費で、予算に対する執行率は92.2%でございます。認定こども園土浦幼稚園整備事業の完了により前年度と比べまして、3億2,200万円、29.5%の減となっております。補正予算額の内容につきましては職員人件費で、主な内容は人事院勧告による給与改定により、2月臨時会で増額補正を行っております。不用額につきましては、保育所管理、障害児保育、認定こども園土浦幼稚園の各事業において、当初予定しておりました会計年度任用職員の保育士の配置数について実績を下回ったことのほか、光熱水費等において物価上昇等を見込み計上しておりましたが、想定額を下回ったことが主な要因となっております。それでは、主な事業について御説明をさせていただきます。132ページをお願いいたします。備考欄の下から二つ目の公立保育所等主食提供事業は、3歳児から5歳児の給食での保護者負担軽減のため、主食を施設で提供し、完全給食を実施したものでございます。令和5年10月から土浦幼稚園で実施しておりまして、本事業は6年度から実施した神立保育所分及び7年度から実施するための荒川沖、天川保育所の消耗品、備品等に係る経費でございます。備品等について当初の予定価格よりも安価での購入により、予算に対する執行率は51.8%となっております。次の段、備考欄の医療的ケア児保育支援事業は、公立保育所等において医療的ケア児を受け入れる体制を整備したものでございます。5年度からの継続児童である荒川沖保育所1名、6年度新規受入れの土浦幼稚園1名、計2名を受け入れており、その対応看護師の人件費でございます。133ページをお願いいたします。備考欄上から四つ目、公立保育所ゲストティーチャー事業は6年度新規事業で、特色ある保育として外部講師による英語教室、自転車教室、体育教室を実施しております。134ページをお願いいたします。6目私立保育園費は、市内分園を含む民間保育所18か所、認定こども園12か所、地域型保育施設のほか、市内の児童が通園している市外の保育施設の運営に係る経費等で、予算に対する執行率は90.5%でございます。民間保育所及び認定こども園に対する給付額について、公定価格の増などにより前年度と比べて、3億973万円、7.6%の増となっております。補正予算額の主なものは、12月議会において5年度分の国庫負担金確定に伴う返還金が生じたことによる増額補正及び3月議会において民間保育所等に対する給付費等について、当初見込みより実績額が上回る見込みのため増額補正を行っております。また、繰越明許費2億3,599万2,000円につきましては、私立保育園整備事業における霞ヶ岡保育所の民間移管に伴い、事業者に対する新園舎建設に係る補助金について年度内工事完了が見込めず、7年度に事業を繰り越したものでございます。なお、不用額につきましては、各施設の給付額において実績額の見込みが下回ったため、不用額が多くなっております。こちらにつきましては3月の確定時に公定価格等

の差額分を確定して市は支給いたしますが、3月分の支払いが出納閉鎖時期までかかるものですから、不用額が多くなってございます。それでは、主な事業としまして、当初予算にはなく年度中に補正等を行った事業につきまして御説明をさせていただきます。136ページをお願いいたします。備考欄の上から1番目になりますが、多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、地域の教育、保育需要に沿った教育保育施設を子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるための事業で、幼児教育、保育の無償化を受けてない施設等を利用する満3歳児以上の幼児の保護者が支払う保育料の一部を補助するものでございます。当初予算では利用している児童がいなかったため、予算計上しておりませんでした。つくば市のインターナショナルスクールを利用する児童が確認されたため、流用にて対応をしております。備考欄2番目、私立保育園施設等送迎バス安全装置設置事業につきましては、令和5年度に実施した市内民間保育所等で使用する送迎用バスの降車時にバス内に児童が置き去りになることを防ぐため、安全装置を設置した事業でございますが、精算の結果、国庫交付金の一部返還が生じたため、予算を流用し対応しております。また、備考欄4番目、国庫支出金返還事業は、同じく令和5年度に実施した子ども・子育て支援交付金について精算の結果、一部返還が生じたため、12月に増額補正を行っております。つづきまして、7目児童館費につきましては市内3か所の児童館の運営、管理に関する経費で、予算に対する執行率は、97.7%でございます。人件費の増などにより前年度と比べて、1,961万円、21.2%の増となっております。補正予算額につきましては人件費になりますが、人事異動に伴う12月補正及び給与改定に伴う2月臨時会でそれぞれ増額補正を行っております。流用につきましては、ポプラ児童館のエアコンが故障したため、予備費等から流用し更新をしております。136ページから138ページまで、市内にある3児童館のそれぞれの管理運営事業になります。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございませんか。

○鈴木委員 今日はちょっと不用額に目をつけながら質問をしているんですけども、まず保育所費のほうで二つ質問します。1個目が保育所費のほうの不用額です。これが6,500万ぐらい。分母が大きいので、執行率は良いと思うんですけど、この辺の主な要因というのは何なのでしょう。

○塚本保育課長 こちら不用額につきましては、主な内容としてまずは会計年度の人件費が主なものになります。当初予定をしておりましたけれども、予定を下回っての配置で済んだことが一つの要因となりまして、特に土浦幼稚園が当初の6年度が初めての開園からの1年通しての期間になりますことから、人件費のほうを多めにちょっと予算を計上しておりました、その分が通常よりも人数減で採用して運営ができたために、人件費が減となっております。そのほかに光熱水費等につきましても、年間通し

での予定だったものですから、多めにちょっと計上させていただいておりましたけれども、当初見込みよりも減額で済んだために、不用額が多くなってございます。

○鈴木委員 確認なのですが、保育士さんのほうがり足りなくて人件費が出なかったのではなくて、想定よりも低い人数できちんと回せたという理解でよろしいですか。

○塚本保育課長 はい、そのとおりでございます。

○鈴木委員 同じように私立保育園費のほうの不用額で、これは詳しい説明があつて大体理解できました。要は会計年度で区切って、その後不用額が出てしまったんだけど、実際この不用額はその後支払って、実際はもうちょっと減ってるんですか。この決算書を作る段階での金額で、この後この不用額は動かないままなんですって。

○塚本保育課長 不用額のほうは決算締めですので、こちらから動くものではございません。

○鈴木委員 そうすると、その後に支払が発生しているというものも幾つかあるんですか。それは次年度に出てくるんでしょうけれど。

○塚本保育課長 基本的には出納閉鎖時期までに3月分を支払いますので、支払うことはないんですけれども、一時預かり事業等において保護者が6年度中に支払った保育の一部負担を保育課のほうで支払っているんですが、そういったものについては保護者の請求が出納閉鎖後の新年度になってから上がってきてる分もありますので、その分につきましては今年度支払うケースもございます。ただ、件数的にはさほどございません。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

○矢口副委員長 128ページの出産子育て応援事業の経済的支援のほうをお伺いいたします。妊娠時と出産時とそれぞれ補助金を出しているという御説明でした。その中で妊娠時と出産時と結構な数の開きがありました。妊娠したけど、残念ながら出産には至らなかったっていうところが大きいんだと思いますが、この点どのように移動とか捉えてらっしゃるのかお答えいただきたいと思います。

○細野こども政策課長 先ほどの支給実績で妊娠が815、そして、出産が741ということでお答えいたしました。この開きということでございます。妊娠につきましては、妊娠届があつて支給をするというかたちになっております。また、他市町村からの転入によりまして、前の市町村でこの給付金を受けていない方も新たに給付の対象になっております。出産につきましては年度ということになりますので、例えば3月に妊娠の届出をした場合には、翌年度の支給ということになりますので、ここで差が出てくるということでございます。

○矢口副委員長 今回の説明よく分かりました。確認なんですけど、この事業は今年度始まったから出産までまだ至ってない方が出てきているということの理解でよろしいでしょうか。

○細野こども政策課長 こちらの事業につきましては先ほど御説明申し上げましたが、出産子育て応援事業としまして、国の令和4年度の第2次補正予算によりまして開始になりました。そして、この制度は今年度から引き継ぎまして、妊婦のための支援給付金ということで新たに法制度化されたものでございます。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 なきようであれば、ここで暫時休憩といたします。11時5分より再開いたします。

(午前10時56分休憩)

(午前11時5分再開)

○田中委員長 再開いたします。第8目療育支援センター管理費よりお願いいたします。

○直井こども包括支援課長 138ページをお願いいたします。下の8目療育支援センター管理費です。療育支援センターでは、お子様の健やかな発達を支援するため、発達に支援が必要なお子さんの発達に関わる相談や指導等の支援を行う児童発達支援、保育所等訪問支援、障害相談支援などの事業を行っております。療育支援センター管理費は、上高津にある療育支援センターの施設管理費となっております。139ページをお願いいたします。9目つくし学園費です。つくし学園費は、療育支援センターの職員に係る人件費及び児童発達支援センターの機能を持つ、つくし学園の運営経費となっております。140ページをお願いいたします。10目つくし療育ホーム費は同じく児童発達支援を行う、つくし療育ホームの運営費で、こちらも人件費が主なものとなっております。141ページ、11目幼児言葉の教室費は、保健センターで児童発達支援を行っている幼児言葉の教室の運営費です。1節報酬につきましては会計年度任用職員8名分の報酬ですが、実績減のため減額補正を行っております。142ページをお願いいたします。12目早期療育相談費は保健センターで発達に関わる相談を行っている早期療育相談に係る運営費です。1節報酬につきましては、会計年度任用職員4名分の報酬となっております。

○塚本保育課長 13目放課後児童費について御説明させていただきます。13目放課後児童費につきましては市内16小学校の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の管理運営に係る経費で、予算に対する執行率は98.0%でございます。児童クラブ及び放課後子供教室運営委託料や神立小学校第4児童クラブ整備工事費の増によ

り前年度に比べて、1億2,023万円、42%の増となっております。補正予算額の主なものは、児童クラブ運営業務委託料及び神立小学校第4児童クラブ室の実施設計委託料について入札差金が生じたため、3月議会において減額補正をしております。それでは、主な事業としまして、当初予算にはなく年度中に補正していただいた事業について御説明をさせていただきます。143ページをお願いいたします。備考欄上から2番目になりますが、国庫支出金返還事業につきましては、12月議会で令和5年度に実施した放課後児童クラブ推進事業に係る国庫交付金について一部返還金が生じたことから、返還金の増額補正を行ったものでございます。

○川村社会福祉課長 144ページ一番下、3項生活保護費になります。はじめに、本市の生活保護状況を申し上げます。令和6年度末の生活保護者は1,311世帯、人数では1,545人という状況でございます。対前年度比で見ますと、29世帯、28人増となっております。また、生活保護者の世帯構成としましては高齢者世帯が6割以上占めておりまして、そのうちの9割が単身世帯となっております。決算書の2目扶助費でございますが、備考欄記載にある扶助費と中国残留邦人に対する生活支援給付金、また、生活保護者が就労して保護を脱却した場合に支給される就労自立給付金、さらに、生活保護受給世帯の子供が大学等に進学した際に支給する進学準備給付金、最後に加えまして、日常生活支援住居施設への委託事務費の支出となっております。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございませんか。

○福田委員 145ページの3款、2項の備考のところ、御説明を聞きましたが、中国残留邦人生活支援給付金、中国残留邦人の方は今何人土浦にいますか。

○川村社会福祉課長 福田委員の御質問にお答えいたしますと、3世帯、4名が現在おります。

○田中委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようであれば、次に行く前に高齢福祉課の中山課長より回答がございまして、お願いします。

○中山高齢福祉課長 鈴木委員から御質問いただきました118ページ、5目老人福祉費の不用額でございますが、主なものといたしましては、地域包括支援センター2か所の人件費の戻りが大きかったものが一番の要因でございます。専門職のスタッフがなかなかそろわない部分がございます、その分の人件費の戻りが一番大きかったものでございます。そのほか委託している老人福祉センターなどの施設の委託料の戻りなどが少しございます。

○田中委員長 これも含めて3款のほうで御質疑のほうはございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費よりお願いいたします。

○佐藤健康増進課長 145ページを引き続きお願いします。1目保健衛生総務費の主な歳出につきましては備考欄二つ目の保健衛生事業で、健康増進課とこども包括支援課の会計年度任用職員の人件費や土浦市献血推進協議会と土浦市医師会附属看護学院に対する運営補助などが主な歳出となっております。146ページをお願いします。2目予防費は、予防接種法に基づく定期予防接種と市独自で行う任意接種及び令和5年度末で終了した新型コロナワクチン特例臨時接種の残務処理等に係る経費です。補正予算額につきましては、令和5年度分の新型コロナワクチン臨時接種に係る国からの補助金等の超過交付分の返還金やコロナワクチン接種後の健康被害救済の給付金及び令和6年度から開始となりましたコロナワクチンの定期接種についての経費につきまして増額補正を行ったものです。繰越額につきましては、コロナワクチンの臨時接種の残務処理に関する人件費や接種の委託料、事務所としておりました生涯学習館施設使用料などについて令和5年度の予算を繰り越したものです。不用額の約1億8,000万につきましては、繰越分の執行が全体的に少なかったこととコロナワクチン定期接種の接種者が見込みより少なかったことによるものです。備考欄二つ目の各種予防接種事業(子宮けいがん予防接種)は、令和4年度から接種勧奨が再開され、通常の定期対象者とこれまでに接種の機会を逃した方へのキャッチアップ接種の実施に係るもので、接種率が大変伸びております。147ページをお願いいたします。一つ目の丸、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、令和5年度末で終了した新型コロナワクチン特例臨時接種の残務処理に係る事務経費です。22節償還金利子及び割引料の1億4,000万と次の丸の新型コロナウイルスワクチン接種事業、これは接種を行った医療機関に支払う委託料になりますが、同じく22節償還金の6,900万につきましては、令和5年度のコロナ特例接種の実績精算による国への補助金等の返還金です。つづいて、3目地域医療対策費です。一つ目の丸、地域医療対策事業は在宅診療方式で、休日緊急診療を内科、外科、歯科に委託しているものと夜間の入院治療を必要とする救急患者への医療を確保するため、土浦協同病院、東京医大茨城医療センター、霞ヶ浦医療センターへ輪番制により運営をお願いしているものになります。一番下の医療体制強化事業です。148ページをお願いします。こちらは霞ヶ浦医療センターに筑波大学附属病院、土浦市地域臨床教育センターを設置し、寄付研究部門教員5名分に係る寄付金を筑波大学に支出しているものです。次の公的医療機関運営支援事業は、公的医療機関である土浦協同病院の救急、小児、周産期医療等の運営に対する特別交付税制度を活用した補助金の交付です。その次の救

急医療体制強化支援事業は、市内の2次救急病院の神立病院、県南病院に対する救急医療体制強化のための補助金の交付になります。つづいて、4目市民健康管理費です。一つ目の丸、保健対策推進事業は、主に市民の健康づくりのための土浦市食生活改善推進員、土浦市運動普及推進員等の地区組織活動や健康まつり開催の委託料の支出が主なものです。二つ目の丸、健康つちうら21計画策定事業は、健康増進法と食育基本法に基づく市の計画について令和7年度からの第2次計画の策定に係る支出になっております。つづいて、5目健康増進事業費です。健康診査、各種がん検診、健康相談、健康教育により生活習慣病の予防、疾病の早期発見を図るものとなります。医療機関での個別検診や集団検診の委託料の支出が主なものです。不用額につきましては、各種検診において受診者数の伸びが少なく、見込みまで達しない状況となったことにより、12節の委託料の支出が減となったものです。

○直井こども包括支援課長 6目母子保健事業費です。母子保健事業は、母子保健法に基づき実施する妊産婦及び乳幼児の健診、相談事業などの実施に係る経費が主なものとなっております。12節委託料につきましては、妊婦、乳児健康診査の見込み減により減額補正を行っております。その上、想定以上に委託料の支出が少なかったため、不用額が生じております。それでは、主な事業を御説明いたします。150ページをお願いいたします。二つ目の丸、未熟児養育医療給付事業です。この事業は、指定療育医療機関にて入院療育を行う未熟児に対して医療に係る費用の自己負担分について公費助成を行うものでございます。一番下、2歳児歯科検診医療機関委託事業でございます。2歳児に対して市内医療機関と行う歯科健診の費用となっております。151ページをお願いいたします。2番目の丸、不育症治療費助成事業です。これは不育症治療に係る費用の一部に対する助成費用となっております。一番最後、1か月児健康診査支援事業は、乳児が医療機関で受ける1か月健診の費用の一部に対する助成事業です。

○佐藤健康増進課長 つづきまして、7目診療所費です。休日診療所運営事業は、保健センターに併設されております休日緊急診療所のドクターとスタッフの報酬、医薬品、医師会及び薬剤師会への業務委託料が主な主なものです。152ページをお願いいたします。保健センター費です。保健センター管理運営費は、土浦市保健センターと新治分室の施設管理に係るものです。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございませんか。

○矢口副委員長 今のところではなくて、その前の時にちょっと聞きそびれちゃったんですけど、よろしいでしょうか。

○田中委員長 はい。

○矢口副委員長 144ページの生活保護事業についてお伺いします。扶助費の中でいつもよく質問していることではあるんですが、医療扶助費がやっぱり突出して多い。構造的に収入がある方は生活扶助費がその分抑えられるのでこういったこともあるんでしょうけど、やはりこの医療扶助費の多さ、あと世の中でも見る目がこの医療扶助費に対して厳しいというのもあると思います。もちろん必要なものはきちんと受けていただかないといけないんですけど、どうしても過剰診療になりやすい、構造的にそういう部分があると思うんですけど、適正に診療していただくための取組というのをお話しいただければと思います。

○川村社会福祉課長 矢口副委員長の御質問にお答えいたします。現在の体制ですと、生活保護査察指導員、ケースワーカー、医療指導員、レセプト点検員、こういったメンバーがおりまして、生活保護者がどういった医療機関、特に頻回受診といいまして、月に何度も行ってしまったりとか、あと同じ傷病でいろんな医療機関、ドクターショッピングというんですかね。そういったことをしている方は結構いらっしゃいますので、そういった方のレセプトが全部上がってきまして、その都度指導しておりまして、そういったことがないように医療扶助費の削減に努めているところでございます。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

○吉田(千)委員 150ページの不育治療について予算15万ということなんですが、何名ぐらいの方が受けられたのか。その辺もし分かれば教えてください。

○直井こども包括支援課長 この費用ですけれども、年度で5万円を上限に助成するというもので、3名の方が受けております。妊娠が継続できないということで、そういった治療の助成を行っておりまして、なかなか治療的に難しいですし、精神的にもなかなか大変だと思うんですけれども、女性にかかわらず相談などに乗りましたら、保健所のほうが丁寧にやっていこうと思っております。

○吉田(千)委員 本当に最後まできちっと見てくださってるという状況が分かりまして、そこがとても大事だなというふうに思っておりますので、今後とも寄り添う支援というか、その辺よろしくお願ひしたいと存じます。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

○鈴木委員 ここまでの審査に対しての意見書に載せる部分をちょっと述べさせていただきます。まず全体的に皆さんが苦勞すると思うところは、人件費と燃料費の高騰で、その反面人手不足というような不確定な要素が多い中での予算の執行、これは今審査した保健福祉部、こども未来部において、ものすごく苦勞されているというのがこの決算書を見てうかがえるところです。そのような中で90%以上の執行率を維持しているというところは非常に評価できるところで、今後も執行率の向上に向けて努力をしていただいて、非常に困難な社会情勢、経済情勢の中、円滑に行えるよう

に私たちもバックアップしますので、引き続きの努力をお願いしたいということを見書のほうに入れて欲しいということで、よろしくをお願いします。

○田中委員長 ほかに何か御質疑ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 先ほどの鈴木委員の御指摘を委員長報告に入れるということによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 なきようであれば、暫時休憩といたします。

(午前11時28分休憩)

(午後0時30分再開)

○田中委員長 再開いたします。はじめに、川村課長から説明がございます。

○川村社会福祉課長 少々お時間いただきまして、お手元にお配りさせていただきました本庁舎1階窓口受付システムに係るウェブサービスの開始について御報告をさせていただきますと思います。まず現在稼働しております本庁舎1階、市民課から社会福祉課までございますが、この窓口受付システム、こちらにつきましては庁舎移転の平成27年導入後10年が経過しまして、システムの不具合等頻発していることなどから、機器の更新を予定してございます。機器更新に当たりましては、市民サービス向上のためにウェブ機能を搭載しました新たな窓口受付システムを導入しまして、10月14日火曜日からサービスを開始する予定となっております。その内容につきまして簡単に御説明させていただきます。裏面を御覧ください。ウェブ機能参考イメージが三つございます。一つ目が上ですが、混雑情報配信サービスです。ウェブサイトで、窓口の混雑状況リアルタイムで配信しますので、御自宅のパソコンやスマホで窓口の混雑状況をリアルタイムで見ることが可能となります。これにより混雑を避けて来庁することが可能となります。中段二つ目の順番お知らせメール、こちらは受付番号を発券した後、自分の順番が近づいたときにメールでお知らせをいたしますので、その場で待機する必要がなく、例えば待ち時間のお近くの店舗で買物するなど待ち時間の有効活用につながります。最後の三つ目が事前ウェブ予約サービスでございます。1階窓口受付の一部手続におきまして、事前にウェブ上で希望日時を予約することが可能となります。予約をすることで優先的に案内ができるため、待ち時間短縮につながるものでございます。簡単ではございますが、報告は以上となります。

○田中委員長 この件に関して何か御質疑ございますか。

○矢口副委員長 これは川村課長が報告されたということは、社会福祉課と障害福祉課の2課の分だけなんですか。

○川村社会福祉課長 すみません、説明が足りませんでした。1階の窓口全てになります。市民課、こども未来部、保健福祉部、1階の窓口が全てこの切替えとなります。

○田中委員長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、第9款教育費、第1項教育総務費より御説明お願いいたします。

○山口教育総務課長 決算書の202ページをお願いします。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は、教育委員会の運営に係る経費でございます。右側備考欄をお願いします。教育委員会運営事業、1節報酬は、教育委員4名分の報酬、そのほか経常的な支出でございます。2目事務局費は、教育委員会事務局の運営に係る経費です。備考欄をお願いします。特別職人件費、職員人件費は、教育長及び教育委員会事務局の職員の人件費でございます。なお、2節給料から4節共済費について、人事異動に伴う当初予算からの増減により12月補正を、人事院勧告に基づく給与改定に伴い2月補正を行っております。203ページをお願いします。教育一般管理事業において、12節委託料、教育委員会バス運転管理委託料の入札差金を3月に減額補正しております。204ページをお願いします。24節積立金は、将来的に学校施設整備費用の財源となる市立学校施設整備基金積立金において利子が当初予算を上回ったため、3月に増額補正を行っております。次の小学生育英事業は経済的理由により高校進学が困難な生徒に対して奨学資金を給付するもので、見込みより対象者が下回ったことに伴い3月減額補正を行っております。

○郡司指導課長 204ページからとなります。備考欄上から二つ目の丸、学校教育指導事業につきましては、市内各学校の教育活動の充実と教育水準の向上を目指す事業であり、指導課業務全般に関わる経費でございます。主なものといたしまして、1節報酬は児童生徒の下校時に防犯パトロールを実施するスクールガードリーダー、指導課内の事務処理を補助する補助員の人件費、10節需用費は青パトの燃料費のほか、新1年生に配布するキャリアノート、3年生に配布する私たちの土浦の印刷製本費等です。また、18節二つ目の補助金につきましては、市内小中学校教職員で組織される土浦市教育研究会に教員の資質向上研修や研究費用、作品展やコンクールなどの運営費用となります。備考欄次の丸、外国語指導事業につきましては、市内全校に配置しております外国語指導助手18名の派遣業務委託料となっております。つづきまして、205ページ、備考欄の上から三つ目の丸となります。部活動改革推進事業につきましては、平日の部活動指導員と部活動改革主任推進委員の人件費、パソコン使用料となります。備考欄次の丸、スクールロイヤー活用事業につきましては、弁護士による児童生徒へのいじめ予防のための出前事業や、主に各校管理職からの法務相談に

係る経費となっております。次の丸、地域スポーツ・文化クラブ運営事業につきましては、12節委託料はスポーツ庁による運動部活動の地域移行に向けた実証事業に対する委託料となっております。地域クラブ運営団体、土浦市地域クラブ活動推進協会に再委託し、事務局運営に係る費用やスポーツフェスなどのイベント活動及び事務局員などの経費となっております。18節補助金につきましては、委託料同様、地域クラブ活動運営団体に対しまして本来、地域クラブ会員である参加生徒が支払う受益者負担額を算出した指導員の人件費等となります。つづきまして、206ページ備考欄一つ目の丸、台南市小学生との交流推進事業は令和6年度よりモデル校として中村小学校と台南市復興小学校とでオンライン交流を行っており、オンライン交流会で活用いたしました学校紹介ビデオ制作費となります。つづきまして、三つ目の丸、学力向上対策事業は、市独自で実施しております標準学力調査と教員が指導力を高め、事業力改善につなげるための研修会に係る経費でございます。つづきまして、上から七つ目になります。教育相談室及び宍塚書庫改修事業は、旧宍塚小学校建屋の給水ポンプ改修に係る経費となっております。次の丸、校内フリースクール等支援事業は、中学校に設置した校内フリースクールを運営する支援に係る人件費となります。

○塚本学務課長 206ページ下から二つ目、事務局関係事業は、教育支援委員会の委員報酬、学務課の事務用消耗品などが主な経費でございます。次の情報教育関係事業につきましては、207ページをお願いいたします。12節委託料が主なもので、教育用パソコンのメンテナンスやICT教育支援員4人分の配置などが主な内容でございます。つづきまして、教育支援相談員配置事業、こちらにつきましては、教育的支援を必要とする未就学児や児童生徒の適正な就学先の審議を行います教育支援委員会におきまして調査資料作成を担当します教育支援相談員3人に係る報酬などが主な経緯でございます。事務局費は以上でございます。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 なければ、次に進めます。第2項小学校費からお願いいたします。

○山口教育総務課長 207ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費は、市内小学校及び義務教育学校前期課程の管理運営に係る経費でございます。備考欄をお願いします。小学校管理員配置事業は、学校管理員の人件費です。1節報酬について最低賃金が改定されたため、12月に増額補正を行っております。

○郡司指導課長 同じく備考欄上から三つ目の丸、小学校教員業務支援員配置事業につきましては、印刷、ドリルの丸付け、また、環境整備などの担任等の業務を支援する学校サポーターに係る人件費となっております。

○塚本学務課長 一番下の丸、小学校管理事務事業につきまして主なものを御説明いたします。10節需用費でございますが、教室の管理対策を推進するため、9月に増額補正を行いまして、CO2モニター256台を購入し、各学校の未整備の教室に整備をしてございます。208ページをお願いいたします。12節委託料でございますが、委託料のうち4項目目のプール学習委託料、また、その次のプール学習バス運行委託料につきましては、新治学園義務教育学校の前期課程ほか小学校5校の民間プールの利用及びその移動に伴うバス運行経費でございます。なお、委託料の確定によりまして3月に減額補正を行っております。

○山口教育総務課長 一番下の小学校施設管理費は、小学校施設の維持管理に係る経費でございます。209ページをお願いします。10節需用費、修繕料は上大津東小学校のエアコン修繕を始め計61件の施設について補修を実施いたしました。なお、不足する経費については流用等により対応しております。次の小学校校庭芝生管理事業は、グラウンドの芝生化を行っている右籾小、土浦小の維持管理に係る経費でございます。小学校受変電設備機器更新事業は、真鍋小のPAS更新工事を行ったものです。

○塚本学務課長 つづきまして、一番下の丸、小学校特別支援教育支援員配置事業でございますが、小学校に在籍する支援が必要な子供たちを学校生活の中で支援、介助するために配置します特別支援教育支援員59人に係る報酬などの経費でございます。退職などの理由により3月に減額補正を行っております。210ページをお願いします。一番上の丸、小学校校務用ICT環境整備事業でございますが、教職員一人1台の校務処理用パソコン453台や校務支援システムなどの使用料が主な経費でございます。次のスクールバス運行委託事業でございますが、学校の統廃合などにより距離が遠距離となりました四つの小学校の児童に対する通学支援策として運行しておりますバスの運行経費となります。つづきまして、小学校医療的ケア児支援事業でございますが、医療的ケアを必要とする児童を支援するため、3人の対象児が在籍しております小学校に看護師を派遣配置するための経費でございます。

○郡司指導課長 つづきまして、2目教育振興費、一つ目の丸、小学校教育振興事業につきましては、主に小学校における総合的な学習に係る経費となっております。

○塚本学務課長 二つ目の丸、小学校学習用ICT環境整備事業は、ICTを効果的に活用した授業を展開するため、電子黒板システム330台や学習系ネットワークの環境の整備、更新に係る経費でございます。

○郡司指導課長 次の丸、小学校学習用ICT活用事業につきましては、ICTを活用した学校教育を進める中で教員が教材を子供の端末に送信する際など、著作物利用を円滑に利用するための事業目的公衆送信補償金となっております。

○塚本学務課長 211ページをお願いいたします。丸の一つ目、小学校G I G Aスクール構想推進事業は国のG I G Aスクール構想に基づきまして児童の教育ICT環境を整備するため、G I G Aスクール端末及びその周辺機器の整備に関する経費でございます。主なものをご説明いたします。12節委託料は、G I G Aスクール端末が故障した際のサポート体制及び迅速な修理に対応するための端末補償に係る経費でございます。13節使用料及び賃借料は、G I G Aスクール端末5,707台などの使用料でございます。

○郡司指導課長 次の丸、指導者用教科書・指導書購入事業につきましては、令和6年度小学校用教科書の4年に1度の採択替えにより全教科の指導者用教科書、指導書を購入する必要があり、その経費となります。次の丸、小学校理科支援員配置事業につきましては、各小学校5・6年生の理科の授業の補助等を行う理科支援員に係る人件費等となります。同じく備考欄上から七つ目の丸、小学校観劇・音楽鑑賞補助事業につきましては、児童がレベルの高い演劇や音楽を鑑賞し、豊かな感性を養うため、各校で実施しております芸術鑑賞教室に対して、学校規模、児童数に応じて傾斜して配分している経費となります。

○山口教育総務課長 つづきまして、3目学校建設費でございます。はじめに、当初予算額の下、補正予算額については国の交付金が前倒しで交付になったことに伴い、3月に増額補正を行った乙戸小長寿命化改良工事に係る経費及び下高津小特別教室棟エアコン更新工事に係る経費で、工事費の縮減を目的に工事内容見直しの必要が生じた神立小長寿命化改良工事基本設計委託料等とともに翌年度へ繰り越しております。備考欄をお願いします。上大津地区統合小学校整備事業は、令和10年4月に開校する上大津小学校整備に係る経費でございます。212ページをお願いします。小学校施設長寿命化改良事業は、都和南小及び乙戸小の長寿命化改良工事に係る経費です。小学校遊具大規模修繕事業は、下高津小を始め小学校遊具の設置及び撤去、補修に係る経費でございます。小学校消防設備更新事業は、下高津小及び東小、都和小の消防設備更新に係る経費です。213ページをお願いします。3項中学校費、学校管理費は、市内中学校及び義務教育学校後期課程の管理運営に係る経費でございます。備考欄をお願いします。中学校管理員配置事業は、学校管理員の人件費です。1節報酬について先ほど小学校費と同様ですが、最低賃金が改正されたため、12月に増額補正を行っております。

○郡司指導課長 同じく備考欄の三つ目の丸、中学校教員業務支援員配置事業につきましては、小学校同様、学校サポーター8名に係る人件費となっております。

○塚本学務課長 つづきまして、中学校管理事務事業について主なものを御説明いたします。10節需用費は小学校費と同様、教室の換気対策を推進するために9月に増

額補正を行いまして、CO2モニターを整備してございます。12節委託料は、5項目目のプール学習委託料、次のプール学習バス運行委託料について、新治学園義務教育学校のこちらは後期課程の民間プールの利用及びその移動に伴うバスの運行経費でございます。

○山口教育総務課長 214ページをお願いします。上から4番目、中学校施設管理費は、中学校施設の維持管理に係る経費でございます。10節需用費、修繕料は土浦四中バスケットゴール修繕を始め計32件の施設について補修を実施いたしました。なお、不足する経費については流用等により対応しております。

○塚本学務課長 つづきまして、215ページをお願いいたします。丸の一つ目、中学校校務用ICT環境整備事業につきましても小学校費と同様、教職員一人1台の校務処理用パソコンなどの使用料が主な経費でございます。次の中学校特別支援教育支援員配置事業も小学校費と同様に、特別支援教育支援員の配置に伴う報酬などが主な経緯でございます。一つ飛びまして、中学校医療的ケア児支援事業は年度途中で医療的ケアが必要となります生徒が中学校に在籍となったことから、9月に補正を行いまして看護師を派遣した経費でございます。

○郡司指導課長 つづきまして、2目教育振興費となります。備考欄の一つ目の丸、中学校教育振興事業につきましては、主に中学生の総合的な学習、職場体験学習、進路指導に係る経費となっております。

○塚本学務課長 次の中学校学習用ICT環境整備事業も小学校費と同様に、電子黒板システムや学習系ネットワーク環境の整備更新に係る経費でございます。

○郡司指導課長 つづきまして、216ページ、備考欄一つ目の丸、中学校学習用ICT活用事業は、小学校同様インターネットを使用した学習における著作権に対する経費となっております。

○塚本学務課長 次の丸、中学校GIGAスクール構想推進事業も小学校費と同様に、GIGAスクール端末の配備及び修理対応のための端末補償などに係る経費でございます。

○郡司指導課長 同じく備考欄上から六つ目の丸、中学校観劇・音楽鑑賞補助事業は、小学校同様、中学生の芸術鑑賞教室に対しての学校規模、生徒数に応じて傾斜配分をしている経費となっております。

○山口教育総務課長 つづきまして、3目学校建設費でございます。はじめに、当初予算の下の補正予算額については、小学校費と同様に国の交付金が前倒しで交付になったことに伴い3月に増額補正を行った土浦五中特別教室棟エアコン更新工事に係る経費で、工事費の縮減を目的に工事内容の見直しの必要が生じた都和中学校長寿命化改良工事実施設計業務委託料等とともに翌年度へ繰り越しております。備考欄をお

願います。中学校施設長寿命化改良事業は、土浦二中の柔剣道場棟の長寿命化改良工事に係る経費です。217ページをお願いします。中学校消防設備更新事業は、土浦六中の消防設備更新に係る経費です。中学校屋外教育環境施設整備事業は、土浦四中のグラウンド整備に係る経費です。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございませんか。

○根本委員 210ページの1目学校管理費の中で小学校児童通学送迎の委託料ですけれども、先ほど4か所行っているということだったんですが、どこの小学校か教えていただけますか。

○塚本学務課長 スクールバス運行委託事業の中で運行している実際の小学校名ということでお答えさせていただきます。土浦小学校、都和小学校、統合の配置を進めております菅谷小学校、新治学園、以上の4校でございます。

○田中委員長 ほかにございませんか。

○平岡委員 中学校の進路指導対策費76万5,000円なにがしですけれども、これはどのようにして使われているのでしょうか。

○郡司指導課長 中学校教育振興事業の中の進路指導対策補助金のほうでございますが、こちらのほうは子供たちの受験に向けての資料として活用できる図書又はその問題集等の活用をさせていただいてるところでございます。以上でございます。

○矢口副委員長 207ページの学校管理費について伺います。このページに管理員ですとか学校司書、また、別のページでしたけれど、理科支援員などもありました。ここら辺の方々の人員の配置は計画どおり進んでいるのでしょうか。いわゆる人手不足で予定どおり配置されていないとか、そういうことがあって不用額に出てきているのかなとも想像してしまいうんですが、そこら辺いかがでしょうか。

○郡司指導課長 まず小学校図書館司書配置のほうでございますが、こちらのほうは欠員が出ず今のところ配置をさせていただいております。また、次の中学校業務支援、学校サポーターのほうも欠員はございません。理科支援員に関しましては、理科の教員免許のほうを所持というところであるんですが、こちらのほうもただ今欠員なく配置をさせていただいております。

○矢口副委員長 予定どおりということでも良かったと思います。これから厳しくなっていくと思いますので、引き続き人員の確保をよろしく願いいたします。

○田中委員長 ほかに何かございますか。

○平岡委員 209ページの小学校校庭芝生管理事業ということで、私は右叡小へは行ったことなくて申し訳ないんですけども、土浦小学校の状況を見てますと、大分芝生が荒れてしまってきているように見えます。どのような対応をされてきているのかちょっとそれだけ教えていただけると有り難いです。

○山口教育総務課長 市内右韮小学校と土浦小学校校庭に芝生化ということでやらせていただいておりますが、かなり暑さが厳しいというかたちなんですけれども、二つの学校とも地元の方々を中心に芝生の管理をしていただいておりますが、水やり等も計画どおりにはやっているのですが、暑さがそれをちょっと上回ってしまっているような現状があります。この後、少し改良ができるかどうかいうのも検討してまいりたいと思っております。

○平岡委員 あと雑草が結構生えてきてしまっているかと思っておりますので、今後もその対応よろしくをお願いいたします。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 なければ、次に進みます。第4項社会教育費をお願いします。

○矢内生涯学習課長 引き続き217ページの下の枠のほうをお願いいたします。4項、1目社会教育総務費につきましては、社会教育や生涯学習の推進に伴う各種事業費でございます。備考欄二つ目、社会教育振興事業につきましては、社会教育法に基づき委嘱しております社会教育委員の報酬や社会教育主事等に関する各種協議会等の負担金、土浦市小中学校PTA連絡協議会が主催するミュージックフェス土浦への開催費補助金が主な経費でございます。218ページにかけての生涯学習推進事業につきましては、親力アップ講座など各種講座の開催や家庭教育学級の支援など、生涯学習の推進に係る経費でございます。講師謝礼としての報償費や家庭教育の集いの会場使用料、県南生涯学習センター利用者への駐車場使用料が主なものでございます。218ページをお願いいたします。修学前教育推進事業につきましては幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目的とする事業で、幼児教育施設と小学校との連携調整を進めるため配置しております修学前教育推進員2名の人件費や教員等が参加する研修費用などが主な経費でございます。つづいて、家庭教育支援事業につきましては子育ての不安や悩みなど家庭教育に係る課題を早期に発見し、課題の解消や予防につなげ、子供の育ちを支えることを目的とした訪問型家庭教育支援事業に関する経費でございます。家庭教育支援員への謝礼が主なものでございます。就学前の子供を持つ151世帯の全ての保護者を対象にいたしまして就学时健康診断の会場で相談窓口等の情報を伝え、各家庭の支援ニーズの把握に努めました。そのうち21世帯からの個別の相談を受けております。つづきまして、コミュニティスクール推進事業でございます。本市では学校の運営や必要な支援等に関して協議する学校運営協議会、こちらを市立の小中学校全23校に設置しておりますが、学校の運営方針のほか、教育や地域の課題等について話し合いが行われております。地域住民や保護者の代表などに委嘱

した延べ304名の学校運営協議会委員や地域と学校における共同活動の調整役を担う推進員2名の報酬などが主な経費でございます。

○佐賀文化振興課長 2目文化財保護費です。文化財保護費は、指定文化財等の保護・保存活用に要する経費でございます。備考欄、文化財保護事業、文化財保護審議会の開催や委託料は、水戸街道松並木や真鍋の桜など樹木や草刈等の管理費です。また、文化財の継承を図る保存会等への補助を行いました。219ページの指定文化財等管理事業は、国登録有形文化財建造物の候補となる建物調査委託料や指定文化財の修繕への補助金です。中央一丁目にある寺子屋亀楽について昨年度は調査を行いました。つぎに、「霞ヶ浦帆引網漁の技術」総合調査事業は、土浦市、かすみがうら市、行方市の3市共同で、国選択無形民俗文化財である帆引網漁の技術を令和2年から調査を行っているもので、国庫補助が2分の1、残りを3市が3分の1ずつ支払う負担金が主な経費です。令和5年度に報告書の作成が終了し、令和6年度は映像作成を行いました。作成した映像の周知も兼ねて、本年7月にクラフトシビックホール土浦でシンポジウムを開催したところです。つぎに、埋蔵文化財保護事業は住宅建築等に伴う埋蔵文化財の確認調査に係る経費で、作業員や報告書の作成、試掘等調査の掘削工事が主な経費です。つぎに、文化財整備活用事業は、国登録文化財建造物一色家住宅の管理及び耐震診断の委託料が主なものです。

○比毛上高津貝塚副館長 つづきまして、上高津貝塚ふるさと歴史の広場でございます。220ページをお願いいたします。3目ふるさと歴史の広場管理費です。ふるさと歴史の広場管理費は、上高津貝塚ふるさと歴史の広場の施設維持、講座などの教育普及、展示、遺跡調査に係る経費でございます。左側の区分、金額欄の箱に予算現額、支出済額に続き、翌年度繰越額・繰越明許費の欄がございます。ここに記載されている2,310万円は、考古資料館の長寿命化改良工事に伴う基本実施設計の委託料分になります。この設計委託が令和6年度中に2度入札不調となりましたため、12月議会で令和7年度に予算を明許繰越しいたしました。なお、令和7年2月の入札で契約が成立し、現在設計業務を行っております。つづきまして、備考欄を御覧ください。最初の丸、ふるさと歴史の広場管理運営事業は、貝塚広場の管理、考古資料館の運営に要する経費でございます。221ページをお願いいたします。上高津貝塚再整備事業は、国指定史跡上高津貝塚のガイダンス施設でもある考古資料館常設展示室、そして、1階ホールの改装などを行う事業でございます。令和6年度は展示改装に伴う基本設計と実施設計を行いました。次の武者塚古墳再整備事業は、当館の附属施設である上坂田の武者塚古墳展示施設を再整備する事業で、利用者用のトイレの洋式、水洗化を行いました。教育普及事業は、管内収蔵品展示、市民向けの体験講座、小中学生対象の夏休みファミリーミュージアムや子供共同研究、収蔵資料のオンライン公開に

伴うデータベース作成に要する経費になります。つぎに、特別展・企画展示事業でございます。上高津貝塚では、令和6年10月から12月に第28回企画展「りんりんロードでめぐる文化財」を開催し、旧筑波鉄道や霞ヶ浦周辺にある遺跡や展示施設を紹介いたしました。つづいて、調査研究事業です。この事業は市内の発掘調査で出土した資料を整理し、発掘調査報告書の刊行を行っております。作業員の報酬、通勤費等が主な経費でございます。最後に、筑波大学合同学術調査事業です。当館では平成30年度から筑波大学考古学研究室と合同で、市内の重要な遺跡の学術調査を行ってまいりました。令和6年度は常名にある市指定史跡の常名天神山古墳の2度目の発掘調査を行いました。主な経費は、調査遺跡の土地所有者への謝礼と発掘調査終了後に調査区を埋め戻すための作業員報酬になります。

○佐賀文化振興課長 4目芸術文化振興費です。こちらは、市の文化芸術活動の推進を図るための経費です。芸術文化振興事業の主なものは、土浦市美術展開催委託料や土浦市文化祭開催を主とする文化協会への運営費補助金、小中学校児童生徒大会参加費補助金等の経費でございます。222ページをお願いいたします。土浦薪能開催事業は、第25回土浦薪能の開催に対する補助金です。ガバメントクラウドファンディングによる財源確保を実施し、29名から目標金額100万円を上回る120万6,000円の寄付をいただきました。つぎに、美術品公開推進事業は市民ギャラリーでの展覧会などによる経費が主なもので、作品借上げのための報償費、ポスターチラシの印刷製本費、作品の運搬費、展示作業の手数料などが主な経費です。つぎに、美術品展示室管理運営事業は、市民ギャラリーの施設維持管理に係る経費が主なものです。施設維持のための委託料、アルカス土浦管理組合の負担金などが主な経費です。なお、空調設備保守や清掃については図書館と一括で委託するなど経費節減に取り組んでおります。223ページをお願いいたします。つづいて、5目市民会館管理費です。クラフトシビックホール土浦は指定管理者に施設の管理運営を委託しており、その委託料が主な経費となっております。また、備品につきましてはプロジェクターを購入いたしました。

○矢内生涯学習課長 つづいて、6目公民館費でございます。備考欄二つ目の荒川沖地区学習等供用施設管理運営事業につきましては、荒川沖の東西にあります学習等供用施設の管理運営に関する経費でございます。それぞれ地元で組織します運営委員会を指定管理者として管理委託しており、2施設における指定管理の委託料のほか西部地区の定期点検委託料でございます。つづきまして、ページが飛びまして、229ページのほうをお願いいたします。7目生涯学習館費でございます。こちらは令和6年度をもって閉館となりました生涯学習館の管理運営に係る経費で、指定管理者であり

ます産業文化事業団に対する委託料でございます。報償費や光熱水費に余剰金が生じ、指定管理委託料を精算したため、約180万円の不用額が生じております。

○田中委員長 ただ今の説明について何か御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 質問もないようなので、次に進めたいと思います。第8目博物館費からお願いいたします。

○関口博物館副館長 230ページをお願いします。8目博物館費です。博物館費は、博物館の施設維持と管理運営、展示や教育普及事業、資料の収集、保存などに関わる経費でございます。備考欄、博物館管理運営事業について説明させていただきます。博物館の管理とその運営に関わる事業です。主な費用として来館者に心地よく滞在していただき資料を将来にわたり保存するために、施設や設備の維持を図る委託料があります。231ページをお願いいたします。備考欄、博物館情報サービス推進事業です。この事業では博物館の管内及び管外からも利用できる検索システムを構築して、博物館の既存ソフトや収蔵資料データなどを公開していきます。主な費用は委託料でございます。つぎに、教育普及事業では、小学校3年生を対象にした校外学習や親子対象の夏休みファミリーミュージアム、そして、市民向けの機織り体験講座などを実施します。主な費用は、体験講座の講師謝礼である報償費になります。つぎに、備考欄になりますが、調査研究事業は資料調査を通して得られた市内に残る古文書や歴史資料、民俗資料などを整理し、目録作成や台帳作りを行います。主な経費は、資料の整理などを行う会計年度任用職員の報酬になります。最後になりますが、重要資料公開推進事業になります。特別展やテーマ展などを開催し、日頃の調査研究活動の成果を展示として公開いたします。主な経費としてポスターチラシや展示図録などを作成する印刷製本費、展示資料の借用、返却、展示撤収などに関わる役務費、展示資料の写真撮影を行う委託料などがあります。

○武藤図書館長 同じく231ページからの9目図書館費の説明をさせていただきます。図書館費の主なものにつきましては、図書館の運営に係る人件費、図書購入等の事業費、図書館の管理運営に係る委託料、使用料、賃借料等の経費でございます。補正予算につきましては、職員の人事異動に伴う減額分を12月議会において補正したものでございます。予算に対する全体の執行率は、97.5%でございます。不用額の主な理由としましては、アルカス土浦管理負担金でございます。毎年5月下旬に、アルカス管理組合の総会にて3月までの負担金の最終決定となりますことから、減額補正ができず最終的な精算の結果、不用額が発生したものでございます。図書館管理運営事業の主なものにつきまして御説明いたします。10節需用費は、図書、雑誌、新聞等資料の購入に係る消耗品費が主なものでございます。232ページをお願いい

たします。12節委託料につきましては、図書館の管理運営に係る窓口業務委託料を始め、自動化書庫保守委託料等の図書館サービスに必要となる設備の維持管理やエレベーター保守点検委託料、空調設備、自動ドア等の保守点検委託料や清掃委託料等の施設管理の委託料が主なものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、複写機使用料や図書の所蔵データ、利用者情報などを管理するシステム使用料のほか、新聞記事のバックナンバーなどをインターネット上で検索閲覧することができるオンラインデータベース等の権利使用料、アルカス土浦駐車場等の駐車料金無料化措置分の駐車場使用料が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、各図書館協会への負担金、アルカス土浦管理組合負担金などが主なものでございます。つぎに、図書館サービス推進事業についてですが、昨年は2か月にわたり100周年記念図書館フェスを開催し、利用促進のためのワークショップや作家の講演会、クラシックギターリストのミニライブ等を行い、例年よりも報償費や印刷製本費に経費が掛かっております。使用料及び賃借料につきましては、本の通帳サービスの機器借上料、電子書籍購入に係る権利使用料でございます。

○**関口博物館副館長** つぎに、233ページをお願いいたします。10目市史編さん費の主なものを御説明いたします。備考欄市史編さん事業をお願いします。土浦市の歴史を編さんして市民に公開することを目的に、歴史資料の解読や資料の整理等を行い、目録やブックレットの刊行を行っています。また、新たな土浦市史編さんを行うための準備も進めております。主な経費は、会計年度任用職員の報酬や市内に残る古文書を整理して目録を作る委託料などがあります。

○**矢内生涯学習課長** つづきまして、233ページ、234ページに係ります11目青少年育成費につきまして説明させていただきます。こちらは、青少年の健全育成に係る各種事業に対する経費でございます。青少年指導室などの会計年度任用職員2名に係る人件費や青少年相談員93名などの報償費のほか、20歳の集いの開催経費、土浦市子ども会育成連合会への補助金などが主なものでございます。つづきまして、234ページから235ページにかけての12目青少年の家管理費についてでございます。こちらは、令和6年度をもって閉館となった青少年の家の管理運営に係る経費でございます。会計年度任用職員3名に係る人件費のほか施設の管理運営に係る諸経費と各種委託料、敷地の借地料、寝具の借上料などが主なものでございます。12節委託料のうち235ページにございますアスベスト調査委託料につきましては、全面借地となっている敷地の返還に向けて建物を解体するに当たりまして、事前にアスベストの含有調査を実施したものでございます。なお、分析調査を行った結果、一部アスベストが含まれており、その結果を踏まえて安全な措置方法により現在建物の解体工事を進めているところでございます。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございませんか。

○勝田委員 ちょっと市史編さん事業に関して教えていただきたいんですけど、よろしくをお願いします。これは、毎年もちろん積み重ねてやってらっしゃると思うんですけども、この成果というのはどういうふうに公開しているんですか。よく市史というのは何年後というか非常に長いスパンでしようけど、成果の本とかを出されたりすると思うんですが。その間の年というのは何かこの編さんされたものを何かで公開をしたりとか、あるいは公開の請求があったときには、その市民に見せるようなシステムとか、そういったものというのはあるんでしょうか。

○関口博物館副館長 こちらの市史編さん事業につきましては、現状のところこれから新しい市史を作っていこうというような方向で動いてはおりますが、これまでのところは先ほどもお話しました古文書の目録を作成したり、一般の方々にも読みやすいようなということでブックレット、薄い冊子を市史に関わるような内容の冊子を作ったりしております、そちらを購入していただくなりしていただきまして、市民の方にも実際土浦の歴史について知っていただければというようなところでやっています。あともう一つ、ミュージアムセミナーという学芸員がそれぞれの独自の研究成果を発表するような場を設けておりまして、市民の方にも参加していただいて、その場で日頃の成果を市民の方にも還元していくというようなことで活動しております。

○勝田委員 新しい市史はいつぐらいにやるんですか。予定もあるんでしょうか。

○関口博物館副館長 現状でこれから進めていこうというまだ計画のような段階ですが、今年度は基本方針策定委員会という会を設けまして、外部の専門家の方などにも入っていただきまして、これから進めていこうとしています。土浦市史、新しい土浦市の基本的な方向性なりを今検討して、これから進めていきたいというところでやっております。目標としまして、土浦市が市制100年を迎えます令和22年を刊行の目標というようなことで、今検討しているところになります。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

○鈴木委員 先ほど保健福祉部、こども未来部について話した内容と同様なんですけど、教育委員会の場合もこの不用額というのはそこそこ出ていて、細かく見ていくと、委託料の部分での不用額が目立つような気がするんですけど、全般的に見て入札の差金などが出てくるから仕方がないとは思いますが、近年、資材の高騰があるんで、市のほうの見積もりを高めに出さないと、逆に入札の不調等が起きてしまう懸念もあるんですけど、その辺なるべく不用額を減らす努力というのをやって欲しいと。なぜそこを言うのかというと、市の全体の財政の中で予算の編成が非常に今苦しい状況になっていると。そうすると、文教厚生委員の立場としては保健福祉部、こども未来部、教育委員

会で予算を獲得しておくというのは非常に大切なことであると思う一方で、市全体を考えたときに、そこで抑え込んでしまう予算が多いと、今例えば下水道の陥没等工事に掛けなければならない費用などが捻出できなくなる可能性もあるので、この決算を活かして次年度の予算編成の時になるべく不用額が出ないような編成をしていただきたいということで、これは私としての意見ということでお願いします。答弁は必要ないです。

○田中委員長 そのほか何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづいて、第5項保健体育費お願いいたします。

○日高スポーツ振興課長 235ページの下段からとなります。5項保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、こちらはスポーツ推進委員やスポーツ振興課全般に係る経費となります。備考欄二つ目、社会体育一般管理事業でございますが、1節報酬は、スポーツ推進委員及び会計年度任用職員の報酬でございます。18節負担金補助及び交付金は236ページにかけてとなりますが、茨城県及び県内組織である4団体への負担金と土浦市スポーツ推進委員協議会への補助金でございます。次の公共用地先行取得事業特別会計繰出金は木田余グラウンドの用地先行取得に係る借入金を償還するため、公共用地先行取得事業特別会計に繰出ししたものでございます。つづきまして、2目社会体育振興費でございますが、こちらは社会体育の振興に充てる経費となります。備考欄、スポーツ及び運動競技推進事業でございますが、12節委託料は市民体育祭開催委託料が主なもので、令和6年度は全15小学校地区の10地区で開催され、未開催地区分は減額補正しております。18節負担金補助及び交付金は237ページにかけてとなりますが、負担金の茨城県県南中学校体育連盟負担金補助金は土浦市スポーツ協会事業補助金を始め4種で、そのうち小中学校児童生徒各種大会参加等補助金は当初の予定よりも申請者が少なかったことから、減額補正しております。次のかすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン事業の補助金は、例年どおりの額でございます。つづきまして、3目体育施設費でございますが、こちらは市内14の体育施設を維持管理する経費となります。備考欄、体育施設維持管理事業でございますが、10節需用費の光熱水費につきましては各施設の電気代及び上下水道代となりまして、新治運動公園多目的グラウンドは人工芝化により稼働率が上がり、夜間の利用ひいてはナイターの利用が大幅に増え、電気代の不足が見込まれたことから、増額補正しております。12節委託料は霞ヶ浦文化体育館等管理委託料を始め、238ページにかけて30件の委託業務でございますが、霞ヶ浦文化体育会館等管理委託料については人件費に不足が生じたことから、増額補正をしております。次の川口運動公園整備事業でございますが、12節委託料は陸上競技場管理棟耐震設計委託

料でございますが、今年度耐震設計に基づく耐震補強工事を行っております。次の市立武道館整備修繕事業でございますが、屋内消火栓設備ポンプユニット更新工事を前年度からの繰越しにより行ったものでございます。239ページをお願いいたします。新治運動公園整備修繕事業でございます。14節工事請負費は気中負荷開閉器PASの更新工事費でございますが、更新工事を実施したことによりまして地域住民が安全に利用できる環境を整備しております。次の水郷プール整備修繕事業は主に14節の工事請負費でございますが、毎年度劣化の激しい部分について優先順位をつけ、計画的に行っております。

○塚本学務課長 4目学校保健管理費でございますが、児童生徒及び教職員の保健管理に係る経費でございます。備考欄、学校保健管理費の主なものについて御説明をいたします。1節報酬は学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び教育委員会産業医の報酬、7節報償費は新入学児童の就学時健康診断に係る謝礼など、10節需用費は健康診断用消耗品の購入に係る経費などでございます。11節役務費は、飲料水水質検査などの各種検査手数料に係る経費、12節委託料は心臓検診など児童生徒及び教職員の各種検診に係る委託料となります。18節負担金補助及び交付金は日本スポーツ振興センター災害共済負担金が主なものでございまして、児童生徒の通学時や学校内での活動時の事故等に対するための負担金等でございます。240ページをお願いいたします。備考欄の丸の一つ目、小学校口腔衛生推進事業につきましても、虫歯予防に効果のあるフッ化物洗口を市立小学校で集団実施するために必要となります洗口液紙コップなどの購入経費でございます。なお、事業費につきましても、県の補助金よりも有利となります国の補助に切り替えるため、12月議会で財源更正を行っております。また、現在6校でフッ化物洗口を実施しておりますが、来年度新たに2校を追加しまして、計8校でフッ化物洗口を進めていく予定でございます。

○渡辺学校給食センター所長 5目学校給食費でございます。こちらは、学校給食センターの管理と給食運営に係る経費となります。予算に対する執行率は、98.4%となっております。補正予算額につきましても、令和6年度産の米の価格の上昇に伴い学校給食用の米飯の価格が上がったことから、賄材料費を増額補正しております。予備費支出につきましても、学校給食センターの施設内のエアコンを一括管理する空調機集中リモコンの交換工事に係る経費について予備費からの充用により対応したものでございます。翌年度繰越額・繰越明許費につきましても、ただ今申し上げました空調機集中リモコンの交換工事と排水除外施設の脱臭ファンの更新工事についていずれも年度内の完了が見込めないことから、今年度に繰越しを行ったものでございます。現在工事のほうは終了してございます。不用額につきましても報酬、職員手当、需用費、委託料の不用額が多くなってございますが、特に需用費については光熱水費

において当初の見込みに対し執行のほうが高くなったことが理由となっております。委託料の不用額が生じた理由につきましては、主に二つございますが、塵芥収集委託料や残菜収集運搬委託料、あるいは残菜堆肥化処理委託料について、こちらも当初の見込みに対し執行額が高くなったものでございます。2点目の理由としましては、契約の入札差金が生じたためとなっております。それでは、主なものについて事業ごとに説明いたします。まず備考欄の二つ目の丸、土浦市立学校給食センター管理運営事業でございます。執行額の大きいところは10節需用費と12節委託料となっており、こちらが全支出額の94.5%を占めておりますので、この2点についてのみ御説明させていただきます。まず10節需用費の燃料費につきましては、調理用ボイラーのLPガス代が主なものとなります。修繕料につきましては、給食センター施設の修繕となります。当センターも令和2年9月の供用開始から5年を経過することから、修繕を必要とする不具合が生じてしまっており、6年度は計19件の修繕を行っております。次の賄材料費につきましては、昨今の食材価格の高騰に対応するため、6年度においても1食当たり児童が22円、生徒等が25円を増額して計上しておりましたが、さらに、先ほど御説明しましたとおり昨年は米の価格が大幅に上がったことから、米飯価格の上昇分について3月議会にて増額補正を行っております。12節委託料につきましては、こちらは給食の運営に係る調理や給食輸送又は残菜の処理に係る委託料、このほか給食センターの施設の管理と機器類の管理に係る委託料となっております。241ページをお願いいたします。つづいて、次の丸印、学校給食費徴収管理業務につきましては、令和4年度から実施しております学校給食費の公会計化に伴う給食費の徴収、管理に係る経費でございます。教職員等の徴収に係る封筒の印刷製本費や口座振替手数料等となっております。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございませんか。

○矢口副委員長 ただ今御説明いただいた学校給食費の件でお伺いいたします。不用額の説明の中で残菜に関する部分も減ったということで、残菜の率が下がったからこうなってるのではないかなと期待しちゃうところなんですが、いかがでしょうか。

○渡辺学校給食センター所長 ただ今の残菜の処理に係る委託料の減についての理由なんですけれども、実は残菜の量自体は増えてございます。こちらのなぜそれであれば不用額が生じたということになるんですけれども、実は令和6年度から主食も全て学校給食センターで回収し、全て堆肥化処理を図っております。そのために、前年度見込みを出すためにどのぐらい主食の残が出ているのか、堆肥化する必要があるのかということで、試験的に量を測って見たんですけれども、その見込みよりかは執行額のほうが高くて抑えられたという状況でございます。

○福田委員 237ページの9款の3のところ、霞ヶ浦文化体育館の耐震工事、いわゆる長寿命化は進んでいるのでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 こちらは県の施設となっております、耐震のほうは済んでいるかと思えます。

○福田委員 済んでいるかと思えますということは、まだやられてないってことですか。

○日高スポーツ振興課長 失礼いたしました。耐震のほうは進んでおります。

○田中委員長 ほかに何か御質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、この後退出される執行部の皆さんから委員へ何かありませんか。

○加藤教育部長 特にございません。

○田中委員長 委員の皆さんからこの後対する執行部へ聞いておきたいことはありませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、暫時休憩とさせていただきます。

(午後1時42分休憩)

(午後1時50分再開)

○田中委員長 それでは、休憩前に引き続き審査に入ります。国民健康保険特別会計よりお願いいたします。

○武井国保年金課長 266ページと267ページをお開き願います。国民健康保険特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。はじめに、国民健康保険の加入状況でございますが、令和6年度末の加入世帯は1万8,431世帯、前年度比で428世帯減、2.3%の減。さらに、被保険者数は2万6,460人、前年度比で1,089人減、4%の減となっております。それでは、歳入決算額の収入済額合計でございますが、267ページの下段に記載のとおり、130億4,138万余円、前年度比で4億2,165万余円、3.1%の減となっております。前年度は、1.1%減に対しまして今年度は3.1%減と減少幅が広がっております。この主な要因としましては、1款の国民健康保険税では税率改正によりまして、3億497万余円、12%増となった一方で、5款の県支出金で3億7,461万余円減。さらに、7款繰入金において基金繰入金が4億8,663万余円減となったことが主な要因と考えております。この基金につきましては後ほど説明いたします。県への納付金に充てられております。つづきまして、268ページ、269ページをお願いいたします。つぎ

に、歳出でございます。歳出決算額の支出済額合計でございますが、269ページの  
下段を御覧ください。記載のとおり、129億6,690万余円、前年度比で4億7,  
404万余円、3.5%の減となっております。昨年度は0.7%減に対し今年度は  
3.5%と減少幅が広がっております。この主な要因としましては、2款保険給付費  
で前年より3億5,483万余円、3.9%の減。3款国民健康保険事業費納付金が  
前年度より7,271万余円、1.8%の減。さらに、5款基金積立金で5,621  
万余円、71%の減となったことが主な要因と考えております。270ページを願  
いいたします。令和6年度歳入歳出差引残額は7,448万1,641円で、この全  
額を令和7年度会計に繰越しするものでございます。参考までに前年度の差引残額は  
2,160万4,899円ということで、5,287万6,742円の増となってご  
ざいます。つづきまして、歳入歳出事項別明細書でございます。272ページ、27  
3ページをお願いいたします。歳入の事項別明細から御説明いたします。1款国民健  
康保険でございます。県に対して支払う国民健康保険事業納付金の主な財源となるも  
のでございます。総額では前年度比で3億349万余円、12%の減となっております。  
令和6年度決算金額における一般被保険者分の現年度分の収納率は90.4%で、  
前年度比1%の減となっております。1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職保  
険者等国民健康保険税ともに医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の三  
つの区分に分かれており、この後説明させていただきます歳出の第3款国民健康保険  
事業納付金の各項に充当される財源となるものでございます。274ページ、275  
ページをお願いいたします。4款国庫支出金につきましては、1項、1目災害臨時特  
例補助金で、東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国保税等の減免分を補填す  
るために交付されるものでございます。現時点では、対象世帯は5世帯となってござ  
います。2目社会保障税番号制度システム整備等補助金は国で進めているマイナンバ  
ーカードと健康保険証の一体化について、システム改修費用に対して補助金として交  
付されるもので、9月議会で増額補正を行っております。つづいて、275ページを  
お願いします。5款県支出金は、市の保険給付に要する費用等が県から交付されるも  
のでございます。前年度比で3億7,461万余円、4.1%の減となっております。  
1節普通交付金は、被保険者の医療費である保険給付費の支払に必要な費用が県から  
全額交付されるもので、主に療養の給付、入院時食事療養費、訪問看護療養費、高額  
療養費などの給付が対象となります。高額療養費の増額に伴いまして増額分が補填さ  
れることから、3月議会で増額補正を行っております。2節特別交付金につきましては、  
備考欄1行目の保険者努力支援分は、各保険者における医療費適正化や収納率の  
向上等、国保が抱える課題に対する取組などの努力に対して点数に応じた支援金が交  
付されるものでございます。2行目の特別調整交付金は、市町村の特別な事情を考慮

して交付されるものでございます。3行目の県繰入金（2号分）は、県の国民健康保険運営方針に対する取組状況の評価や財政力等を勘案した算定額が交付されるものでございます。4行目の特定健診等負担金は、特定健康診査の実施に対して国と県がそれぞれ3分の1相当額を負担するものでございます。5行目の特定検診等負担金追加交付につきましては、当該年度の翌年度の実績報告で精算されるため、令和5年度分の追加交付になります。また、当初より受診者数が減少する見込みで、3月議会で減額補正を行っております。6款財産収入、1目利子及び配当金は財政調整基金の積立金の利子分が発生したことにより、3月議会で増額補正を行っております。7款繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。前年度比で1億6,737万余円、18.7%増となっております。主なものといたしましては、1目、1節保険基盤安定繰入金は一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分を県が4分の3、市が4分の1で負担するための繰入れで、額の確定により3月議会で増額補正を行っております。2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は、低所得者が多い保険者の支援分として一般会計に交付された国2分の1、県4分の1、支出金に市費分4分の1を合わせて同会計から繰り入れるもので、額の確定により3月議会で増額補正を行っております。276ページをお願いいたします。3節保険基盤安定繰入金、未就学児均等割軽減分につきましては子育て世代の経済的負担軽減の観点から制度化された未就学児に係る均等割保険税の5割軽減分の支援分として国2分の1、県4分の1、市4分の1で負担するための繰入れで、額の確定により3月議会で減額補正を行っております。4節職員給与費等繰入金につきましては職員人件費を一般会計から繰り入れるもので、当初予算での配置と実際の人事異動による配置が異なることによる人件費の差額等について減額補正を12月議会で行い、人事院勧告による給与増による増額補正を2月臨時で行い、令和6年度に訴訟が終了しないために弁護士委託料の減額補正を3月議会で行っております。8節産前・産後保険料繰入金につきましては、子育て世代の経済的負担軽減の観点から制度化された出産に係る被保険者の所得割及び均等割保険税の産前産後期間、妊娠期間4か月の免除分として国2分の1、県市とも4分の1で負担するための繰入れで、額の確定により3月議会で減額補正を行っております。1目、1節財政調整基金繰入金は保険給付費等交付金償還金の財源とするもので、9月議会での補正は賦課徴収事業の電算委託料の一部が補助金の対象外であったため、基金を充当し、増額補正を行っております。また、当初予算での歳入見込みが立たないため、3月議会で増額補正を行っております。277ページをお願いいたします。8款繰越金でございます。1目繰越金は令和5年度の決算剰余金で、9月議会で予算化しております。令和5年度の歳入歳出状況を申し上げますと、令和5年度歳入額は134億6,254万7,603円、歳出額は134億4,094万2,704円、差

引残額は2,160万4,899円となっております。278ページをお願いいたします。9款諸収入でございます。下段の3項雑入でございます。1目一般被保険者等第三者納付金は、交通事故等の第三者の不法行為による保険給付について、県国保連合会に損害賠償の求償事務を委託して収納した賠償金でございます。また、3月議会での減額補正は、国保の被保険者が交通事故による医療費等に関して加害者との和解が成立しておらず現在訴訟中であるため、3月議会で減額補正を行ったものでございます。279ページをお願いいたします。3目一般被保険者返納金は、国保の資格喪失後に医療給付を受けた場合など不当利得に関わる返納金でございます。未収金は353件で256万3,600円になります。また、当債権は非強制徴収公債権で消滅時効が5年の債権という整理ができたことから、令和6年度に初めて888件、656万9,636円の債権の不納欠損を行っております。今後につきましては、引き続き返還請求等を行い回収に努めてまいります。返還が難しい場合や消滅時効を経過した場合は速やかな債権整理を行ってまいります。歳入は以上でございます。では、280ページ、281ページをお願いいたします。つづきまして、歳出の事項別明細について御説明いたします。1款総務費でございます。1項、1目一般管理費は国保給付係7名分の人件費と国保事務執行に係る一般事務経費で、執行率は97.2%でございます。つぎに、執行がなかったため備考欄には記載ございませんが、3月議会で減額しておりますので、説明いたします。12節委託料は、海外で病気やけがなどにより現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払戻しができます。その審査を国保連合会へ委託しておりましたが、令和6年度は実績がございませんでしたので、3月議会で減額補正を行っております。また、先ほど雑入の一般被保険者第三者納付金で説明いたしました、交通事故により行った保険給付分の損害賠償の請求に関する市顧問弁護士への委任費用についても訴訟が終了していないことから未執行であるため、3月議会で531万8,000円の減額補正を行っております。2目国保連合会負担金は、県国保連合会に保険者として加入する市町村負担金でございます。281ページをお願いいたします。2項徴税费は、国保税の賦課事務に係る経費でございます。1目徴税総務費は国保賦課係7名分の人件費で、執行率は94%でございます。2目賦課徴収費は国保税の賦課に係る事務経費で、執行率は99%でございます。12節委託料の電算委託料は、国保加入者の資格給付管理の共同電算処理や被保険者証の作成等の電算業務委託料でございます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修事業のため、9月議会で増額補正を行っております。283ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては国保特別会計の歳出総額の66.6%を占めており、対前年度比では3億5,483万余円、3.9%の減となっております。1項、1目一般被保険者療養給付費は一般被保

険者の診療や入院時などの給付分で、前年度比で3億1,309万余円、4.1%減となっております。執行率は91.6%でございます。2目の退職被保険者等療養給付費及び4目退職被保険者等療養費は対象者がいなかったことから、執行はございません。3目一般被保険者療養費は、各被保険者における保険適用となった接骨院費用やコルセットなどの給付分に対するもので、保険証を持たずに医療給付を受けた方の給付分の増加に伴い3.3%増となっております。執行率は98.1%です。5目審査支払手数料は県国保連合会で行う診療報酬明細書レセプトの審査とレセプト電算処理の手数料で、執行率は95.7%でございます。284ページ、285ページをお願いいたします。2項高額療養費は一定期間の医療費の自己負担が高額となった場合に自己負担限度額を超えた分が支給されるもので、1目一般被保険者分の高額療養費負担金は1か月間の医療費の自己負担が高額となった場合に、自己負担限度額を超えた分が支給されるものでございます。18節負担金補助及び交付金の一般被保険者高額療養費負担金につきましては令和6年度当初予算を令和5年度の実績予定額で算出しておりますが、1月からのインフルエンザのまん延により3月議会で増額補正を行っており、執行率は96.6%でございます。2目退職被保険者等高額療養費は退職被保険者対象者がいなかったことから、執行はございません。3目一般被保険者高額介護合算療養費は各被保険者における医療と介護保険のいずれも利用する場合の負担を軽減する制度で、医療費と介護料の1年間の負担額合計額が高額となった際に限度額を超えた分が給付されるもので、執行率は36.8%でございます。4目退職被保険者等高額介護合算療養費はこちらも対象者がいなかったことから、執行がございません。285ページをお願いいたします。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は被保険者が出産した際に50万円を限度として支給するもので、前年度より203万7,650円、5%減で、執行率は86.5%でございます。5項葬祭諸費、1目葬祭費は被保険者が死亡した場合に葬儀を執り行った方に葬儀費用として5万円が給付されるもので、前年度よりも20万円、2.2%増で、執行率89.5%でございます。286ページ、287ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金でございます。県が市町村ごとに算出した額を国民健康保険事業費納付金として県に支払うもので、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金分、そして、287ページの3項介護納付金分の3つに区分されており、合計39億9,813万632円で、前年度より7,271万4,689円、1.8%の減となっております。287ページ下段、4款保健事業費でございます。1項、1目特定健診等事業費につきましては、保険者に義務付けられている特定健診事業においてメタボリックシンドロームに着目した検診に取り組み、生活習慣病予防対策や生活習慣の改善指導を実施するための経費で、前年度より156万7,492円、1.9%の減、執行率は79%

でございます。なお、特定健診の令和6年度の受診率は、速報値で35.6%でございます。歳出の主なものは12節委託料の備考欄2行目の検診委託料で、市内や近隣の医療機関、県総合健診協会、市医師会に対する特定健診及び特定保健指導の委託料で、前年度より351万6,252円、5.8%の減となっております。また、18節負担金補助及び交付金の備考欄にございます特定健診関連人間ドック等補助金は、人間ドック、脳ドック受診者の特定健診に対する項目別に対する補助で、前年度より41万25円、2.9%の増となっております。288ページ、289ページをお願いいたします。2項保健事業費、2目疾病予防費は、医療費適正化対策として実施している診療報酬明細書の点検や特定健診対象以外の分に対する人間ドック検診補助金などに係る経費でございます。保健事業費全体としては前年度より242万1,990円、5.1%の減で、執行率は84.7%でございます。18節負担金補助及び交付金の備考欄に記載の補助金で、1行目の生活習慣病検診補助金は受診の効率化を図るため市が行う基本健診に合わせてがん検診等を行っており、国保被保険者分の当該検診費用を補助するものでございます。また、その下の人間ドック検診補助金及び脳ドック検診補助金につきましては、特定健診項目以外に対して市単独で助成を行っているもので、先ほど御説明させていただいた特定健診関連人間ドック等補助金と合わせて補助金として支出しております。289ページの下段でございますが、5款基金積立金は24節積立金、令和5年度の繰越金及び令和6年度財政調整基金の発生利子を国民健康保険特別会計で繰越金と積立基金収入として歳入とし、国民健康保険特別会計の歳出の財政調整基金への積立金とするもので、9月議会で積立金分を増額補正し、3月議会で積立金の利子分を増額補正しております。290ページ、291ページをお願いいたします。6款諸支出金でございます。1項、1目一般被保険者等保険税還付金は、社会保険等への切替えや転出に伴う国税の過年度分の過誤納付金でございます。5目保険給付費等交付金償還金、22節償還金利子及び割引料、備考欄記載の保険給付費等交付金償還金につきましては、保険者努力支援制度の実績報告により過大に交付された分を返還するため、3月議会で増額補正を行っております。7目災害臨時特例補助金返還金、22節償還金利子及び割引料備考欄記載の保険給付費等交付金償還金につきましては、災害臨時特例補助金の実績報告により過大に交付された分を返還するため、3月議会で増額補正を行っております。つづいて、実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出決算書の343ページをお開き願います。こちらの下表が国民健康保険の実質収支に関する調書でございます。国民健康保険の実質収支は、歳入総額が130億4,138万3,000円、歳出総額が129億6,690万1,000円で、歳入歳出差引額は7,448万2,000円となります。4の(1)から(3)に記載の継続費逡次繰越・繰越明許費等の翌年度へ繰り越すべ

き財源はございません。したがって、令和6年度決算における実質収支額は、7,448万2,000円となるものでございます。以上が令和6年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございませんか。

○矢口副委員長 287ページ。またいつも同じことにはなってしまうんですが、この特定健診の件について伺います。検診の受診状況が過去と比べて当該年度どのようなであったか御報告いただきたいと思えます。

○武井国保年金課長 特定健診の受診率でございますが、ちなみに前年度の令和5年度が35.3%、令和6年度なんです、実際まだ速報値になるんですが、速報値で35.6%ということで、実際最終的なデータにつきましては10月下旬ぐらいに出る予定でございます。あとは特定保健指導ですが、これについては令和6年度から会計年度で保健師さんを3名雇っておりますので、ちょうど総合健診とかも保健師さんに行ってもらいまして、終わってちょっとあやしい方に関しては保健指導を行っている成果がございます。ちなみに、令和5年度が利用率が4.6%、令和6年度は16.9%ということで、大体4倍ぐらいに実績が上がっている状況でございます。今お話したのは積極的支援で、本当に赤信号に近い方です。もう一つが動機付けということで黄色信号になるかなってという方に関しましては、令和5年度が15.6%、令和6年度が25.6%ということで、こちらもおおむね実績のほうは若干上がっております。

○矢口副委員長 今御説明いただいたとおり、特定健診に関してはほぼ横ばいの数字。それに対して保健指導に関しては、明確に絶対的なところはまだまだかもしれませんけど。ということで、意見として盛り込んでいただければなと思うのはこの点、この今言われた2点を引き続き努力されたいということなんです、いかがでしょうか。

○田中委員長 この意見について盛り込んでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 そのほか何かございませんか。

○鈴木委員 一昨年、昨年、今回と不納欠損の問題が一昨年から出ていて、今回かなり思い切った感じで不納欠損をしてこれで良かったのかなとは思いますが、時効とかいろいろあるでしょうから、その辺を勘案しながら引き続きこの不納欠損というのを実行していただくようお願いします。これは武井課長も水田部長もずっと頭の痛い問題だったと思うので、引き続きこの方向性で頑張ってください。意見です。

○武井国保年金課長 ありがとうございます。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 なければ、次に進めたいと思います。つづいて、後期高齢者医療特別会計をお願いいたします。

○武井国保年金課長 つづきまして、後期高齢者特別会計について御説明させていただきます。ページのほうは294ページ、295ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。はじめに、後期高齢者医療の加入状況でございますが、令和6年度末の被保険者数は2万3,825人で、前年度比で551人、2.4%の増となっております。令和5年度以降、団塊の世代が順次、後期高齢者医療制度に移行しており、被保険者数は増加傾向となっております。それでは、歳入決算額の収入済額合計でございます。295ページの下段を御覧ください。記載のとおり25億5,972万余円、前年度比で3億1,675万余円、14.1%の増となっております。主な要因としましては、1款後期高齢者医療保険料で前年度比2億7,301万余円、15.6%増によるもので、被保険者数の増加に伴う増収でございます。296ページ、297ページをお願いいたします。つぎに、歳出でございます。歳出決算額の支出済額合計でございますが、297ページの下段に記載のとおり25億5,382万余円、前年度比で3億1,235万余円、13.9%の増となっております。主な要因としましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度比2億9,068万余円、13.6%の増によるものでございます。298ページをお願いいたします。令和6年度歳入歳出差引残額は590万6,866円で、この全額を令和7年度会計に繰越しするものでございます。参考までに前年度の差引残額は151万190円で、439万6,676円の増でございます。つづきまして、歳入歳出事項別明細書でございます。300ページ、301ページをお願いいたします。歳入の事項別明細から御説明いたします。1款後期高齢者医療保険料は被保険者の医療給付費に充てる財源として徴収するもので、年金から差し引かれる特別徴収と納付書により納付する普通徴収の二つの納付方法がございます。総額で、前年度比で2億7,301万1,210円、15.6%の増となっております。1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料の現年度分の収納率は99.3%で、前年度より0.1%増でございます。過年度分を合わせた全体収納率は98.4%で、前年度比0.3%増の状況でございます。301ページをお願いいたします。3款繰入金でございます。1目事務費繰入金は職員の人件費や電算処理業務委託料などの事務費に対する一般会計からの繰入れで、人事異動に伴う職員構成の変動による人件費の増により12月議会で増額補正を行っております。さらに、人事院勧告に伴う人件費の増により2月の臨時会でも増額補正を行っております。1目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金の備考欄の一つ目、低所得者の保険料軽減分は低所得者の保険料軽減分の一定割合を公費で負担するため、一般会計に交付された県支出金に市費分を

合わせて同会計から繰り入れるもので、額の確定により3月議会で減額補正を行っております。また、その下の被用者保険被扶養者の保険料軽減分は後期高齢者医療制度加入前に会社の社会保険など健康保険の被扶養者であった場合、加入後2年間に限り均等割額の5割と所得割額の全額が軽減されることから、その保険料軽減分を公費で負担するため、前述の低所得者の保険料軽減分と同様に、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて同会計から繰り入れるものでございます。こちらも額の確定により3月議会で増額補正を行っており、それぞれ合わせて3月議会で減額補正を行っております。3目保健事業繰入金につきましては、人間ドック及び脳ドックの補助決定者数が当初見込みより増加したことに伴い、不足する補助金に係る保健事業繰入金を3月議会で増額補正を行っております。4款繰越金でございます。1項、1目繰越金は令和5年度決算剰余金で、9月議会で予算化しております。令和5年度歳入額は22億4,297万8,070円、令和5年度の歳出額は22億4,146万7,880円ということで、差引残額は151万190円でございます。昨年度より239万605円の減となっております。歳入は以上でございます。つづきまして、歳出の事項別明細について御説明いたします。ページは304ページ、305ページをお願いいたします。1款総務費の1項、1目一般管理費は後期高齢者医療に係る事務経費で、経常的なものでございます。執行率は94.9%でございます。2項、1款、1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。備考欄一つ目の後期高齢者医療広域連合納付金は収納済みの保険料を広域連合へ納付するもので、前年度比で2億6,812万8184円、15.3%増となっております。備考欄の一番下、後期高齢者医療保険基盤安定納付金は低所得者等の保険料軽減に係る公費負担分の広域連合への納付金で、一般会計に交付された県支出金に市費分を併せて納付するものでございます。前年度比で2,243万3,360円、6%増となっております。いずれも額の確定により3月議会で、2,097万4,000円の減額補正を行っており、執行率は97.4%でございます。3款保健事業費でございます。1項、1目健康診査費は、広域連合から受託して行う後期高齢者医療被保険者の健康診査を行うための費用でございます。前年度より2,101万1,458円、7.9%増で、執行率は93.3%でございます。12節委託料は、被保険者の健康診査の基本項目について市医師会及び県総合健診協会に委託するものでございます。前年度より208万264円、7.9%増でございます。2目疾病予防費は、広域連合が指定する健康診査の基本項目以外について市単独で助成するものでございます。前年度より947万6,192円、18.6%増で、執行率は92.1%でございます。12節委託料、備考欄一つ目の単独後期高齢者健康診査委託料は、市が単独で助成する健康診査の追加項目、貧血心電図、眼底検査、クレアチニンなどについて、市医師会及び県総合健診協会に委

託するものでございます。前年度より105万718円、14.3%増でございます。備考欄二つ目の人間ドック等委託料は、人間ドック、脳ドックのデータ管理のための入力代行委託でございます。令和3年度から人間ドック、脳ドック検査時に同時に行う追加項目を一般会計の雑入で御説明いたしました後期高齢者健康診査業務委託金の対象とするための要件として、健診結果を保健事業等につなげるためのデータ管理が必要となったものでございます。18節負担金補助及び交付金の補助金は被保険者の人間ドック及び脳ドックの補助で受診した医療機関に対して定額を助成するもので、繰入金で御説明しましたが、人間ドック及び脳ドックの補助決定者数が当初見込みより増加したことに伴い、不足する補助金に係る保険事業繰入金を3月議会で増額補正を行っております。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業は、令和6年度より後期高齢者に対して保健師、管理栄養士などの医療専門職による健康教室や、健康状況不明者に対する個別の状況確認、受診勧奨を行い、適切な医療や介護サービスにつなぐ支援を行っております。12節委託料は、健康状況不明対策事業及び生活習慣病等の重症化予防に関わる相談指導事業に係る委託料でございます。306ページをお願いいたします。4款諸支出金の1項、1目保険料還付金は、死亡や転出等に伴う保険料の還付金でございます。2項繰出金の一般会計繰出金は、令和5年度決算剰余金の繰出金を一般会計へ繰り出すため、9月議会で増額補正を行っております。歳入歳出の事項説明書につきましては以上でございます。恐れ入りますが、344ページをお願いいたします。こちらの上の表が後期高齢者医療の実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療の実質収支は、歳入総額が25億5,972万9,000円、歳出総額が25億5,382万2,000円で、歳入歳出差引額は590万7,000円となります。4の(1)から(3)に記載の継続費通次繰越・繰越明許費等の翌年度へ繰り越すべく財源はございません。したがって、令和6年度決算における実質収支額は、590万7,000円となるものでございます。以上が令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 なければ、次に進みたいと思います。休憩を挟まなくてもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中委員長 それでは、介護保険特別会計をお願いいたします。

○中山高齢福祉課長 令和6年度介護保険特別会計の決算につきまして御説明させていただきます。資料説明に入ります前に、第1号被保険者数の状況でございます。令和6年度末現在、被保険者数は4万808人で、前年度が4万958人と比較しま

すと、150人、0.3%の減となっております。要支援・要介護認定者数につきましては、令和6年度末現在7,611人で、令和5年度末現在の7,509人と比較しますと、こちらは109人、1.4%の増となっております。被保険者と比べて増えている状況でございます。重層的支援体制整備事業に位置付けられた事業が介護保険特別会計から一般会計へ移行しておりますが、要介護認定者が増えている状況から介護給付費等の費用が伸びており、前年度から歳入歳出ともに増額となっております。それでは、決算書の309ページをお願いいたします。309ページ下段、一番左側でございますが、歳入合計でございます歳入済額128億9,274万1,697円で、前年度比3億1,134万円、2.5%の増、収入率は99.3%となっております。310ページ、311ページをお願いいたします。つぎに、歳出でございます。311ページ下段、一番左側でございますが、歳出合計であります支出済額は128億323万9,589円で、前年度比3億541万余円、2.4%の増、執行率は97.4%となっております。また、こちらの不用額でございますが、不用額一番下の3億4,817万4,411円、全体額の2.7%を占めておりますが、その中でも一番大きかったのが、2款の保険給付費でございます。3億774万6,516円、2.5%が相当しますが、こちらは介護保険サービスの見込みより少なかったためのものでございます。つづきまして、312ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は記載のとおり8,950万2,108円で、全額を令和7年度に繰り越すということでございます。前年度比592万9,022円の増となっております。それでは、314ページをお願いいたします。令和6年度介護保健保険事業勘定の歳入歳出決算の事項別明細書について、主なものを御説明させていただきます。はじめに、歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の収入済額は、前年度比12.5%増の29億8,768万4,153円となっております。三つ目の枠の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては介護給付費の20%、施設分については15%が交付されるもので、1節現年度分介護給付費負担金につきましては当初予算を下回ることが見込まれたことから、3月議会で減額補正を行っております。収入済額は、前年度比で1.7%の増となっております。315ページをお願いいたします。二つ目の枠、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分調整交付金につきましては当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行っております。収入済額は、前年度比で1.8%の増となっております。2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業につきましては介護予防日常生活支援事業費の20%が交付されるもので、当初予算を下回ることが見込まれたことから、3月議会で減額補正を行いました。収入済額は、前年度比で3.6%の減となっております。3目地域支援事業交付金、介護予防日常

生活支援事業総合事業以外の地域支援事業につきましては、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の38.5%が交付されるもので、ほぼ予算同額の収入済額となっております。収入済額は、前年度比で11.8%の減となっております。4目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、福島原発事故により避難指示区域から本市に避難されている方2名の自己負担額の減免及び11名の介護保険料減免分について国から交付されたもので、3月議会で増額補正をしております。316ページをお願いいたします。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村が保険者としての機能役割を果たしているか、自立支援や重度化防止などの介護予防を推進しているかを国が評価した内容に応じて交付されるもので、3月議会で減額補正をしております。収入済額は前年度比で29.8%の減となっております。6目介護保険保険者努力支援交付金につきましては市町村による介護予防健康づくり、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を国が定める基準の評価結果に応じて交付されるもので、3月議会で減額補正を行っております。収入済額は、前年度比で0.8%の増となっております。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険納付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護保険給付費の27%が交付されるものです。1節現年度分介護給付費交付金につきましては当初予算を下回ることが見込まれたことから、3月議会で減額補正をしております。収入済額は、前年度比で4.1%の増となっております。2節過年度分介護給付費交付金につきましては令和5年度精算に伴う追加交付分で、9月議会で増額補正をしております。317ページをお願いいたします。2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金につきましては介護予防日常生活支援総合事業費の27%が交付されるもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正をしております。収入済額は前年度比で18.9%の増となっております。2節過年度分地域支援事業支援交付金につきましては5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金でございますが、介護給付費の12.5%、施設分については17.5%が県から交付されるもので、当初予算を下回ることが見込まれたことから、3月議会で減額補正をしております。収入済額は、前年度比で2.3%の増となっております。2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業、1節現年度分地域支援事業交付金につきましては介護予防日常生活支援総合事業費の12.5%が交付されるもので、当初予算を下回ることが見込まれたことから、3月議会で減額補正をしております。収入済額は、前年度比で5.3%の減となっております。318ページをお願いいたします。2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業でございます。1節現年度分地域支援事

業交付金につきましては介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費の19.25%が交付されるもので、収入済額は前年度比で11.8%の減となっております。つぎに、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては介護給付費準備基金の利子分で、3月議会で増額補正をしております。7款繰入金1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金につきましては介護給付費の市負担分12.5%について一般会計から繰入れするもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正をしております。収入済額は、前年度比で3.2%の増となっております。319ページをお願いいたします。2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業、1節現年度分地域支援事業繰入金でございますが、介護予防日常生活総合支援総合事業の市負担分12.5%について一般会計から繰入れするもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行いました。収入済額は、前年度比で23.2%の増となっております。3目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業でございます。1節現年度分地域支援事業繰入金は介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費の市の負担分19.25%について一般会計から繰り入れするもので、収入済額は前年度比で11.5%の減となっております。4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金につきましては介護保険料第1から第3段階の低所得者に対して介護保険料を軽減するもので、軽減額のうち国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担するものです。国・県の負担金を一般会計で歳入し、市の負担分と併せて繰り入れするもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行っております。収入済額は、前年度比で15.5%の減となっております。5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金につきましては高齢福祉課職員のうち介護保険関係を担当する職員19名分の人件費で、12月、2月に増額補正を、3月に減額補正をして調整を行っております。320ページをお願いいたします。2節事務費繰入金につきましては、介護保険業務に係る事務費でございます。2項繰入金、1目、1節介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費と財源が不足した際に基金を取り崩して充当するものでございます。不足が見込まれたことから、2月議会及び3月議会で増額補正を行いました。8款、1項、1目、1節繰越金につきましては、令和5年度の介護保険料決算余剰金並びに国・県の補助金や支払基金交付金の超過交付分、さらには、一般会計からの繰入金の余剰金を令和6年度に精算するため、9月議会で増額補正を行ったものでございます。9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1節第1号被保険者延滞金につきましては第1号被保険者に対する保険料の延滞金で、当初予算を下回ることが見込まれたことから、3月議会で減額補正をしております。267件分でご

ございます。321ページをお願いいたします。9款諸収入、2項雑入、1節第三者納付金につきましては、交通事故等の第三者行為が原因で介護が必要な状態になったり、介護の必要度が重症化して介護サービスを利用した場合に第三者から納付となったもので、求償事務を茨城県国民健康保険団体連合会に委託しており、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正をしております。7件分でございます。2目、1節返納金につきましては、介護報酬の過払金の返還金でございます、3月議会で増額補正を行っております。なお、収入未済額につきましては引き続き返済するように求めてまいります。歳入につきましては以上でございます。323ページをお願いいたします。こちらから歳出につきまして御説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、備考欄一つ目の職員人件費19人分の人件費、二つ目の一般管理事務の電算業務等の一般事務経費でございます。増額補正は人件費でございます。324ページをお願いいたします。2項徴収費、1目賦課徴収費につきましては、納入通知書等の郵送費や作成委託料が主なものでございます。3項介護認定審査会、1目介護認定審査会費につきましては介護認定審査会に係る委員36人に対する報酬が主なもので、令和6年度は187回の審査会を開催いたしました。2目認定調査費、備考欄認定調査事業につきましては、介護認定調査会に係る会計年度任用職員7人分の人件費でございます。325ページをお願いいたします。11節役務費、手数料の要支援・要介護認定の判定の資料となります主治医意見書の作成料6,336件分でございます。12節委託料の特別介護老人ホーム等の施設に入所されている方や遠方の施設等にいらっしゃる方の認定調査を指定居宅介護支援事業所等をお願いしております。要介護認定調査委託料が主なものでございます。326ページをお願いいたします。2款保険給付費でございます。介護保険サービス利用者に対する保険給付費用でございます、執行率は97.5%で、介護保険特別会計の94.2%を占めております。支出済額は前年度比で3億7,200万余円、3.2%の増となっております。1項介護保険サービス等諸費でございます。1目居宅介護サービス給付金につきましては要介護認定者が利用した居宅介護サービス費用の負担割合に応じてサービス提供事業者を支払ったもので、当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行っております。前年度比で4,041件増の10万1,903件ございまして、支出済額は1億7,156万余円、3.8%の増となっております。327ページをお願いいたします。3目施設介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が施設に入所して利用したサービス費用を負担割合に応じて施設サービス事業者を支払ったものでございます。前年度比で120件増の1万5,204件、支出済額では1億2,643万余円、3.1%の増となっております。5目居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護認定者が入浴

補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具購入費用を負担割合に応じて10万円を限度に償還払いしたものでございます。6目居宅介護住宅改修費につきましては、要介護認定者の方が手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際に、負担割合に応じて20万円を限度に利用者に償還払いしたものでございます。7目居宅介護サービス計画給付費につきましては要介護認定者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成費用を作成事業者を支払ったもので、前年度比1,227件増の4万3,108件、支払済額2,654万余円、4.3%の増となっております。328ページをお願いいたします。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着型サービス費用を負担割合に応じてサービス提供事業者を支払ったものです。当初予算を上回ることが見込まれたことから、3月議会で増額補正を行っております。前年度比で555件増の1万1,929件、支出済額では5,373万余円、3.5%の増となっております。2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援1及び2の方が利用した介護予防サービス費用を負担割合に応じてサービス提供事業者を支払ったものです。前年度比671件増の6,555件でございます。支出済額では911万余円、9.2%の増となっております。329ページをお願いいたします。4目介護予防住宅改修費につきましては、要支援1と2の方が手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際に、負担割合に応じて20万円を限度に利用者に償還払いしたものでございます。5目介護予防サービス計画給付費につきましては要支援1と2の方が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を作成事業者である地域包括支援センターを支払ったもので、前年度比478件増の5,467件、支出済額では272万余円、11.6%の増となっております。330ページをお願いいたします。3項その他の諸費、1目審査支払手数料につきましては、茨城県国民健康保険団体連合会が行っております事業所からの請求に関する審査及び事業所への支払手数料でございます。4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費につきましては、介護保険サービス利用者の負担したサービス費用が一定額を超えた場合、その超えた額について償還払いをしたものでございます。前年度比607件マイナスの2万4,736件、支出済額では30万余円減の0.1%減となっております。331ページをお願いいたします。5項高額医療合算介護サービス費、1目高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額について償還払いしたものでございます。6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者のうち非課税世帯等の低所得者である施設利用者に対し居住費及び食費の自己負担分を軽減した費用でございます。322ページをお願いい

たします。下の枠、3款地域支援事業、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、要支援の方又は日常生活支援総合事業対象者が利用した訪問型及び通所型サービス利用に係る費用を負担割合に応じてサービス提供事業者を支払ったものが主なものでございます。当初予算を上回ることが見込まれたことから、2月議会で増額補正を行っております。前年度比で1,865件増の1万1,655件、支出済額では、2,708万余円の15.6%の増となっております。333ページをお願いいたします。2目介護予防ケアマネジメント事業につきましては、日常生活支援総合事業の対象者がサービスを利用する際のケアプランの作成費について作成事業者を支払った費用で、当初予算を上回ることが見込まれたことから、2月議会で増額補正を行っております。前年度比で997件増の6,569件、支払済額で479万余円、18.0%の増となっております。下の枠の2項、1目一般介護予防事業につきましては、運動、口腔ケア、低栄養改善、社会参加などを軸としたフレイル予防啓発教室など、高齢者がいつまでも元気で要介護状態にならないようにするための事業に要した費用でございます。334ページをお願いいたします。下の枠の3項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費につきましては介護保険の適正化や高齢者とその家族の支援のための事業を保険者、市が独自に実施しているもので、主なものといたしましては、335ページをお願いいたします。備考欄一つ目の丸、認知症サポーター養成事業、高齢者等在宅生活支援配食サービス事業、高齢者見守りネットワーク事業の見守りキーホルダー事業などが主なものでございます。335ページ下の枠の2目住宅医療介護連携推進事業費につきましては、多職種協働による在宅医療と介護を一体的に提供できる支援体制の構築、運営を図るための事業に要した費用で、主なものといたしましては、備考欄記載の講師謝礼、協議会委員謝礼が主なものでございます。336ページをお願いいたします。下の枠の3目認知症総合支援事業費につきましては、認知症対応業務に係る事務経費でございます。主なものといたしましては、市内2か所で開催しております認知症カフェと地域包括支援センターに設置してございます認知症初期集中支援チームの委託料が主なものでございます。337ページをお願いいたします。二つ目の枠の4項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、茨城県国民健康保険団体連合会が行っております事業所からの日常生活支援総合事業分の請求に関する審査及び事業所への支払手数料でございます。当初予算を上回ることが見込まれたことから、2月議会で増額補正を行っております。338ページをお願いいたします。4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、令和5年度分の介護保険料決算余剰金や基金の利息、過年度分の介護給付費の追加交付分、国・県支払基金分などを介護準備基金に積立てしたものでございます。9月と3月に補正をしております。5款諸

支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、介護保険料の過誤納還付金でございます。介護保険料につきましては前年の所得に応じて算定されるもので、被保険者が修正申告などをした場合には、介護保険料について更正を行います。その額が減額となった際に、過誤納還付金として返還するものでございます。2目償還金につきましては、令和5年度の国・県への介護給付費負担金の返還金で、9月議会におきまして増額補正を行っております。2項繰出金、1目一般会計繰出金の備考欄、一般会計精算事業につきましては、先ほど御説明した償還金と同様に、令和5年度一般会計から繰り入れた介護給付費等について実績額が確定したことから、超過受入分について市の一般会計に返還したものでございます。9月議会において増額補正を行っております。歳出については以上でございます。つきまして、実質収支に関する調書のほう、344ページをお願いいたします。344ページの下段になります。介護保険保険事業勘定の実質収支につきましては、歳入総額が128億9,274万2,000円となりまして、歳出総額128億324万円、歳入歳出差引額は8,950万2,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支は8,950万と2,000円となります。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○田中委員長 ただ今の説明について御質疑はございませんか。

○矢口副委員長 介護保険はいろんなサービスがあってもなかなか覚えられないところなんで、この際一つ教えてください。328ページ。2款、1項の地域密着型介護サービス等、次のページにも地域密着型予防介護予防サービスとありますが、地域密着型のこのサービスというのは具体的にどういうことをやっているのか教えてください。

○水田保健福祉部長 地域密着型サービスというのは、市町村が事業所を指定して、その事業者のほうで介護サービスを提供する。それが地域密着型、いわゆる市町村の中で整理されるというもので、矢口副委員長のほうからありましたページの前の326ページ、327ページのほうにございます。326ページですと下の箱の一つ目、1目介護居宅介護サービス給付費、それから、327ページの一番上の3目施設介護サービス給付費につきましては都道府県のほうで事業者を指定して、都道府県単位で事業をしていただくという事業者になりますので、基本的には市内の方だけでなく他の市町村から流入してくるというサービスも提供している事業所になります。いわゆる都道府県単位と市町村単位の違いですので、市町村が事業所を指定しているということで地域密着型という名前をつけさせていただいていただいているものでございます。

○矢口副委員長 確認なのですが、要するにそのサービスの内容でなくて事業者の枠が違うというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○水田保健福祉部長 おっしゃるとおりでございます。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、執行部の皆さんから委員へ何かありますか。

○水田保健福祉部長 私どものほうから特にございません。ありがとうございます。

○田中委員長 最後に委員の皆さんから執行部へ聞いておきたいことはございますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、賛否を確認いたします。この決算について賛成の方は挙手願います。

(7名全員挙手)

○田中委員長 それでは、全員賛成でございますので、認定第1号は原案どおり決しました。予算決算委員会文教厚生分科会の審査はこの程度といたします。最後に改めてお伺いいたします。当分科会長報告に盛り込むべき事項はございますか。

○鈴木委員 今日の流れの中の発言を拾って、正副委員長でまとめてください。

○田中委員長 それでは、事務局とも協議して盛り込みたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、以上で予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。